

平成26年9月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成26年9月10日（水）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成26年9月10日（水） 午前 9時01分
閉 会 日 時	平成26年9月10日（水） 午後 3時30分
委 員 長	金澤 孝太郎
委員会出席 議 員	
委 員 長	金澤 孝太郎
副 委 員 長	川崎 葉子
委 員	岡田 恒雄 中野 昭 織田 京子 坂本 晃 矢部 一夫
欠 席 委 員	なし
議 長	
委員外議員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 6 1 号	鴻巣市税条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 8 1 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
第 8 5 号	平成 2 5 年度鴻巣市一般会計決算認定について のうち本委員会に付託された部分	認 定
議 請 第 2 号	「集团的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを求める意見書」提出についての請願	不採択

委員会執行部出席者

（秘書室）

秘書室長兼秘書課長 武井 利男

（経営政策部）

経営政策部長 志村 恒夫

経営政策部副部長 田島 史

経営政策課長 飯塚 孝夫

財政課長 根岸 孝行

情報政策課長 大島 健次

（総務部）

総務部長 原 光本

総務部副部長 原口 信義

総務部副部長兼収税課長

今井 司

総務課長 榎本 智

職員課長 堀 雅勝

市民税課長 関根 和俊

資産税課長 佐藤 康夫

収税課副参事 早川 宏人

契約検査課長 笹野 一郎

吹上支所長 田島 好夫

川里支所長 藤村 和幸

会計管理者兼会計課長

野口 泰三

監査委員事務局長

石井 正明

書 記 竹 井 豊

書 記 篠 原 亮

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

岡田恒雄委員と中野昭委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託された案件は、議案第61号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例、議案第81号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分、議案第85号 平成25年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議請第2号「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを求める意見書」提出についての請願の議案3件及び請願1件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議会先例のナンバー175に、常任委員会の審査の方法は議案、予算、請願の順序で審査するのが例であるということから、初めに議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。次に、議請第2号について紹介議員から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法で異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退出を認めます。

それでは初めに、議案第61号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(市民税課長) おはようございます。市民税課長、関根です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第61号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。あらかじめ資料を配付させていただいております。資料がお手元にございましたら参照いただければ幸いです。

これは、平成26年3月31日の地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正

を行うものでございます。主な内容といたしましては、法人市民税では国による地方法人税が創設されたことに伴い、法人税割の税率について標準税率を12.3%から9.7%に、制限税率を14.7%から12.1%に引き下げ、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用するものでございます。この場合でございますが、平成26年11月分からこの税率を適用することから、税額につきましては翌年の平成27年11月分から影響が出てまいります。

次に、軽自動車税でございますが、平成27年度分から原動機付自転車、2輪の軽自動車及び小型特殊自動車につきましては、税額を現行の1.5倍、最低2,000円に引き上げるものでございます。また、3輪以上の軽自動車につきましては、平成27年4月1日以後に新規取得される新車の税額を4輪以上乗用自家用車は1.5倍、その他の車両は約1.25倍に引き上げるものでございます。さらに、自動車環境対策の観点から、新規登録から13年を経過した3輪以上の軽自動車に限り、平成28年度課税から重課するものでございます。4輪以上乗用自家用車を例に挙げますと、平成28年4月1日に13年を経過しました車両につきましては、現行の7,200円から1万2,900円となります。このほか、地方税法など関係法令の一部改正に伴う条文の整理を行っております。

以上で議案第61号につきましてご説明申し上げました。どうぞよろしくお願いたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（矢部）法人税の部分で、今までは現行が14.7から12.1というその差額というか、今まで入っているときの差額。簡単な質問で申しわけないけれども。

（市民税課長）ただいまのご質問でございます。14.7%から12.1%ということでマイナス2.6%引き下がりますけれども、その影響額でございます。

平成25年度決算をベースといたしまして試算いたします。平成26年度11月から適用され、平成27年度より影響が出てまいります。平成27年度

の影響額でございますけれども、マイナス3,800万程度と見込んでおります。

また、平成28年度の影響額でございますけれども、1年を通しての減額となりますので、9,200万円程度の減収を見込んでおります。

また、この減収分についてでございますけれども、地方法人税が新たに導入されますので、これが原資となりまして地方交付税が各市町村に再配分されます。

以上でございます。

(矢部) その他でまた400万円以下の者というそれをやって、12.1分の2.4を上乗せしたみたいな計算になっているのだけれども、これのあれというのは400万円以下の人という法人税はこれ入っていないという、何かちょっと。ご説明をお願いしたいのですが。

(市民税課長) 先ほどのご質問ですけれども、法人市民税の課税の特例ということかと思えます。これにつきましては、純資産額が1億円以下の法人あるいは法人税額が年400万円以下の者に対するということですので、中小企業等に対しての法人税が軽減されるという意味かと思われまます。

以上でございます。

(矢部) 本市で400万以上の企業というのは何社ぐらいあるの。

(市民税課長) 平成25年度でございますけれども、400万円以上という会社が341社となっております。平成24年度が339社となっております。

(矢部) これには載っていないのかなと私思っているのですけれども、前も質問でちょっと聞いたことがあるのだけれども、法人税か、この法人の会社が市民税を払う、今度はそういうあれになっていると思うのだよね。会社が預かって、早く言えば滞納が少なくなるという意味ではないの。法人で、その会社が預かっておいて、それで早く言えば北本の職員を使っていたり、桶川の職員を使っていたりするということ、早く言えば鴻巣にその法人の会社がその人の市民税を預かっておいて、それを払うという、そういう方式というのが、あれもこういうような感じになっているの、それとも。なっているのかどうかちょっと。

(市民税課長) はい、ご指摘のとおり含まれております。

(矢部) 含まれているのですね。

(市民税課長) はい。

(矢部) そうするというと、前も言っていたのですけれども、やはりその用紙が各市によって全然違うので、これ統一したほうがいいのではないのかというのがあるのですけれども、そのあれというのは国のほうのあれなのか、県のあれなのかわからないけれども、そういったのは統一できないのか。こういうでっかいのもあるし、ちっちゃいのもあるし、扱いづらいの。

(市民税課長) ご質問の内容でございますけれども、市県民税の特別徴収と普通徴収の関係かなと思われまます。普通徴収といいますと、年に4回納付書とかで払う形になりますけれども、この特別徴収という給与天引きということで、毎月のお給料から天引きされるということでございます。その事業の件なのですけれども、平成27年度より個人の住民税の給与から特別徴収を徹底していくということでございます。それにつきまして、そこのメリットなのですけれども、従業員の方が金融機関などの納入場所へ出向く必要がなくなったりですとか、あるいは給与から差し引かれることから納付をし忘れがなくなる、また今まで普通徴収ですと年4回の支払いでございますけれども、特別徴収では年12回に分割しまするので、その納税者の1回当たりの負担が緩和されるということと、もう一つは、最後にですけれども、収納率が向上するのではないかとございまして、それにつきまして市のほうで通知文を事業者に出すということでございます。

(何事か声あり)

(市民税課長) 大変申しわけございませんでした。

その件につきましては、市町村ごとの様式がございまして、統一については難しいかと思われまます。

(矢部) 鴻巣市のほうからなるべく手挙げて統一しましょうと言ってください。お願いします。

それと、滞納者がこれによって法人の会社がちゃんとした、年金ではな

いけれども、ちゃんと預かってしていれば滞納者も少なくなるわけですよ。こんないいことはないですよ。市のほうも楽になるのではないかなと私は思うのです。ぜひとも、だから様式は統一してもらおうように言っておいてください。お願いします。

それと、軽自動車のこの税額、本会議で誰だか聞いたあれなのですが、幾らと言ったのかちょっと忘れてしまったのですが、私書いていないので……

(何事か声あり)

(市民税課長) ご質問の軽自動車税の引き上げに伴います影響額でございます。平成26年度の課税台数に引き上げた課税単価を単純に掛けた場合でございます。平成26年度に対しまして、平成27年度がおおよそ1,200万円の増と見込んでおります。

また、28年度の影響額でございますけれども、4輪軽自動車を新車購入すると見込んだ台数ですけれども、おおむね今までのデータから900台程度と見込んでおります。ですので、さらにまた300万円程度の増加を見込んでおります。

なお、28年度から重課に対する影響額についてでございますけれども、例を挙げますと、自家用自動車の数字でございますけれども、総計で1万7,000台程度登録されております。その中で、年間の登録台数が4,000台程度、また廃車台数が3,000台程度を推移しております。そうしましたところから、このようなことから重課に対する影響額につきましては重課課税台数の数字が私どものほうでちょっと算出できないのが実情でございます。ですので、まとめますと、27年度が1,200万円程度、また28年度ですけれども、1,500万円程度プラスアルファということになるかと思えます。

以上でございます。

(矢部) 今まで軽自動車税はもっとこれ私上がっているのかなと思ったら、12億だっけ。12億ぐらいだったのだっけ、今までは。12億ぐらいだと思ったよね、年間。でも、今度上がるということで、買う人は今軽自動車の利用が多いので、利用したほうがいいので、あれかなと思うので

すけれども。

それとあと、この値上がりする中で、小型特殊自動車の中で、その他のものというのはどういうあれを言っているの。これは、フォークリフトとか、そういうあれというのを言っているのだから、それとも何を言っているのかちょっと。

(市民税課長) 小型特殊自動車でございますけれども、その他につきましてはフォークリフト等が主でございます。

(矢部) フォークリフトのほかには何だっけ。フォークリフトというから、いいでしょう。わかりました。

終わります。

(川崎) 先ほどの説明で、地方法人税が創設されたことによりということでご説明がありまして、またこの減収分につきましては地方交付税の原資として戻ってくるということで、ほとんど市としては影響がないのではないかなというふうには思っているのですけれども、納税する側にとってもその影響というのはどうなのかお聞きしたいと思います。

(市民税課長) 法人が納税するということによろしいということですね。

(はいの声あり)

(市民税課長) そうしますと、減額のその市町村分の2.6%に当たる金額につきましては、これを国のほうへ支出するということになります。ですので、法人のほうの支出につきましては変わらないということかと思われまます。

(総務部副部長) 実際この国税化、地方法人税の国税化というところで、地方交付税の原資ということで戻ってくるということが原則なのですが、実際にこれがどの程度戻ってくるかについてはまだ国のほうも方針のほうが出ておりません。そういった中で、東京都などは、これ地方の自立につながらないということで反対の意見を述べている。大きな市は反対の意見を述べているところもございますので、今後の動向を見ながら、実際に鴻巣市もどの程度戻ってくるかもまた見ていきたいと思っております。

以上です。

実際、ですから確定していないというところをお願いしたいと思います。

(川崎) 全く予測をつけていないということですか。予想が全く立っていないということでしょうか。

(総務部副部長) これを原資として地方交付税をまた支出するという関係から、大きな都市から多くを集め、工業のない、法人の少ない、税額の少ないところに分配するとなると、大きな都市には分配が少なくなり、小さい都市には分配が多くなるのではないかなという予測はつきますけれども、鴻巣市がどの位置に当たるかというのははっきりしないものですから、はっきりしたことは申し上げられないということになります。

(川崎) 今のお話で、特に少ない都市というのが6件ほどでしたでしょうか、全国で。どのぐらいありましたでしょうか。埼玉県としたらば、そこには入っていなかったというふうに認識しているのですけれども。その辺についてはどういう認識なのでしょう。どの程度という認識にあるのか。

(総務部副部長) 国からはっきりした通知も来ておりませんので、その6件が多く支出され、鴻巣が、例えば埼玉が上位に来るとかということはちょっと今の段階でははっきり書類として持っておりませんので、はっきりしたことはちょっと申し上げられないと思います。

以上です。

(川崎) では、軽自動車税のことについてなのですけれども、先ほどご説明がありましたけれども、今後どのような予測をされていくのか。経済的にといたしますか、軽自動車税が今後、たくさんの方が乗っていくようになるのか、それともそうでなくなるのか。13年超過した人たちというのは当然多く払わなくてははいけませんので、その辺の予測ということを27年度、28年度ぐらいまで今お話をさせていただきましたけれども、それから先の予測というのは立てていらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

(市民税課長) 軽自動車の乗用、自家用を例にとりますと、年々、25年度、24年度を比較しますと、少しではございますけれども、数百台伸びております。新規登録が伸びております。ですので、やはり軽自動車と

いいますと比較的今機能も性能も結構なものだと思いますので、税も上がりますけれども、やはり普通自動車から見れば税のほうも安いので、今後も伸びていくと予想はしております。

(川崎) 終わります。

(岡田) 0.05リットルから0.06リットルまでの…

(委員長) 岡田さん、マイク。

(岡田) 車が2,000円ということで、これはこれらの…何台ぐらい市内で走行しているのか。一番ちっちゃいやつですね。とにかくせっかく新しい標識ができても見ないのだよな。どうしてだろう。お金がかかるからか。鴻巣市は新しいのができたではないですか。

(市民税課長) オリジナルナンバーの件ということでよろしいでしょうか。

(岡田) オリジナルナンバーで。

(何事か声あり)

(市民税課長) 原動機付自転車の登録台数から申し上げます。

50cc以下が、26年度課税台数ですけれども、4,200台。90cc以下が330台。125cc以下でございますけれども、710台。ミニカーでございます。47台。軽2輪、125ccから…

(何事か声あり)

(市民税課長) 続きまして、オリジナルナンバーの状況でございます。

平成25年度、4月1日から開始された事業でございますけれども、平成25年度分でございます。新規交付数が752台、交換された台数ですけれども、98台。計850台となっております。

続きまして、ことし8月末の集計でございますけれども、新規が351台、交換が13台。合計364台となっております。

以上でございます。

(岡田) バイクというのは更新がないのですね。乗りっ放し。だから、その部分が市としてはくまなくわかっていないのではないかな。特に他の市町村から来たバイクなんかは乗りっ放しね。当然保険も切れてしまっているでしょうし、いろんな部分で不都合な点があるのにも関わら

ず乗りっ放しで、特に警察からのおとがめもないということで、そういうのがあるのではないかと考えています。鴻巣市内にそれがどのくらいあると推測していますか。

(市民税課長) ただいま手元にちょっと資料がございませんので、申しわけございません。

(岡田) 資料があればわかるのですか。

(何事か声あり)

(総務部長) ただいまのご質問ですが、登録するときにはナンバーを交付しています。交付をしたものは、各市町村では台帳に登録をして課税をしています。したがって、鴻巣市のナンバーでどこに行ってもその登録を廃止しない限りその課税は続いておりますので、ナンバーのついていない車両については乗りっ放しで放置しているということは起きていない。課税はされているということ。ただし、課税されているものの中で、財産価値が低いものですから、人に譲ってそのまま知らないとか、そういった部分の問題は登録者の中に問題はあるとは考えております。

(岡田) それは原則なの。今度2,000円になるようだけれども、払わないで乗っていたってわからない。保険はマークがあるから、わかるかもしれないけれども、あとのことわからないですよ、過ぎてしまうと。1年乗っていればあとはわからなくなってしまうのですよ。それが証拠に、あっちこっちに使わなくなったバイクの鑑札というのですか、ナンバープレートいっぱいあります。俺のうちにもあるよ、北本のほうが。何で俺のうち来たのだから知らないけれども。それは、あるいは北本へそのときにやったほうがいいのか。2年目からはどうするのですか。2年目、3年目から。納付書は行きます、払ってくれなかった、そしたらどうする。

(委員長) 追跡調査をする。

(岡田) 軽自動車税の滞納の問題は。

(何事か声あり)

(市民税課長) ただいまのご質問でございますけれども、例えば所有者に納税通知書を出す、そして納税通知書が戻ってきてしまうようなケー

スがありますけれども、それにつきましては転出先へ照会するなど等の方法をとっております。

(岡田) それは、他の市町村からということ。では、市内で新規に登録した人はその後どうします。

(市民税課長) 新規に登録された人が市外へ出られてしまうということ。

(岡田) いや、ずっと市内に住む。鴻巣市に住んでいる、ずっと。ずっと鴻巣市に住んでいて、2年も3年も4年も住んでいて2,000円払わなくて済んでいる人もいるでしょうということだ。

(委員長) 滞納というか、払っていない人だよ。

(滞納だよの声あり)

(岡田) それをどういうふうに把握しているのですか。だから、時期が来れば、納めていなければ通知が行くでしょう。それでも納めなかったらどうします。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時32分)



(開議 午前9時33分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務部長) ただいま先ほど私が申し上げましたナンバーを交付している方については、鴻巣市の納税義務者になっております。この方には、毎年毎年持っている限り納税通知書はお送りをしてしております。それに対して納付のないものが管理が悪いのか、家庭の事情があつて納付していないのかはまだわからない問題であります。したがって、督促状を出して通常どおりの納税の催告を行い、そのような経過の中で持っていないとか、そういった問題が起きたときには、そちらのほうで納税相談をしながら、ではそのバイクをいつ、どうしたという確認をし、ということを行っております。それが1点です。

もう一点は、課税する側としても、先ほどちょっと言いましたけれども、納税通知書を送っても戻ってきて届かない、そうするともうその場所にはいないかもしれない、バイクもないかもしれない。特に実際に現にバ

イクがない場合には、本当に確実がないとわかれば課税もできないということもあります。ですから、課税側としても、課税時に戻ってきた納税通知書をもとに現地調査等を行って、適切な課税をするための手続をしております。

もう一つは、滞納になった場合には、滞納側でも納税相談を当然していただきますので、その中でバイク自体の課税が妥当かどうか、相手方の言い分もあるでしょうから、そういったことをやるということになっております。もちろんそのまま全く行方がとれなくなってしまう方も中にはいるかもしれませんが、そのような対応をしております。

（岡田）いい対応なのです。それが普通だと思います。ただし、滞納の金額が違うので。何万、何十万という滞納の金額と違ってくるではないですか、市の職員の立場で言うと。こっちが取れなくても2,000円、こっちが取れば1万円とかというのがあるではないですか。それを同等に取り扱っているということになってくると、今度は職員が足りない、もっとふやしてもらわなければ。少しの人数で実績を上げろって無理な話だから。半月ぐらい前のテレビでやっていましたね。私大好きで、納税Gメンというやつなのだ。納税Gメンね。ずうずうしいものだぞ。俺もやりたくなくなってしまいうけれども、俺にはできない、あそこまで。払わないというのは得してしまうのだ、それだけ。きょうの皆さんがうちへ帰るか帰らないかの時間なのだ、それが。

最後に、2,000円も含めた滞納に対する考え方を部長のほうから言ってください。

（総務部長）ここ何年か滞納については徴収を強化しながらやっています、確実に成果を上げております。その中では、基本的な考えとしては1,000円も2,000円も滞納には変わりはありませんので、督促、催告、それから差し押さえに関しても他の税もあれば当然合わせて軽自動車税も差し押さえの対象としてやらせていただいております。ですから、同じような扱いではやっておりますけれども、高額の場合についてはまた特別な対応はとりますけれども、通常の滞納については軽自動車税の税も同様の扱いとして滞納徴収担当では対応をさせていただいております。

す。今後もそのようにしていきたいと思っております。

(岡田) みんな一生懸命やっているのだろうと思うとね。

以上。

(矢部) 簡単なやつ。特別小型特殊のあれなのだけれども、ナンバーがなくなってしまった場合に新規に交付するとき、紛失届というか、それというのは幾らぐらいになっていたっけ。

(市民税課長) 1件200円となっております。

(矢部) 200円で済むの。

(市民税課長) はい。

(矢部) そんなものでいいのだ。そのときに、今までのあれなんかも書いてくるわけ。今までの使っていたナンバーの、早く言えば小型特殊だから、この車体についていたという、そういうあれとかももう、それも書いての紛失。ただの紛失だけでもって大丈夫なのか。書類関係。

(市民税課長) 紛失した場合の弁償金という形で1件200円ということでございます。ですから、交換という場合につきましてはゼロということでございます。

(何事か声あり)

(矢部) 休憩、休憩。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時38分)

(開議 午前9時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(坂本) うちの例なのだけれども……

(委員長) 坂本さん、マイク。

(坂本) パワーショベルというのかい。こういう小さいのとブルドーザーと、やっぱり盗まれてしまったことあるのです。そのナンバーを警察に届けているから、警察のほうから搜索されたのかなと思ったのだけれども、全然その後が俺はないわけだよ。今払っているかどうかちょっとわからないのだけれども、ちょっとナンバー忘れてしまったから、

ではそれがこっちへ来ているのかどうかもちょっと確認できないのだけれども、あるとすれば、ではずっと課税されているわけだ、うちなんかもね。盗難に遭ってもそのまんまうちへ来ているわけだね。

(市民税課長) 届け出がない場合ですと、そのまま納税通知書が送付されております。

(坂本) その場合は、もう盗難に遭ったという証明を出さないといつになっても変わらないよね、それはね。

(紛失届の声あり)

(坂本) だから、紛失届は、それは自分の紛失届だけでいいのか、例えば警察の証明書だとか、そういうものがないとだめだというわけ。これはどうなのだろう。

(市民税課長) 警察からの証明が必要となります。

(坂本) 必要になるのだね。わかりました。

では、いい。もういいよ。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第61号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のう

ち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(坂本) 歳入歳出一緒でいいのですよね。

(委員長) はい。

(坂本) 先ほど言った15ページの駐車場の関係なのですからけれども、吹上の、これ今公用車の駐車場と聞いたけれども、これは一般は入れないで公用車だけとめるということなのですか。

(吹上支所長) ただいまのご質問でございますが、公用車の駐車場ということでございます。

(坂本) ということは、支所に入る、支所に用があって行く人たちがそこへとめられないという状況なのかな。

(吹上支所長) これ例えば今補正ご決定いただいた場合でございますが、今回は設計委託料として新たに補正をさせていただいております。もしご決定いただいた場合につきましては、平成27年度、来年度の当初予算におきまして工事費等について計上させていただきたいと思っております。そういったことで、実際ご決定いただいた場合につきましては、この公用車の駐車場の整備として実際完了しますのが平成27年中という想定をしているところでございます。

(坂本) ちょっとしつこいようだけれども、整備されて後は、後も整備されれば今度は当然駐車場になるわけだから、その駐車場を使うのが本当に役所の、公用車というのは多分役所の持っている車だと思うのです。その車だけをとめておくためにつくるということなのですか。

(吹上支所長) まず、今の吹上複合施設建設事業につきましては、来年6月、多分7月の中旬までには118台の駐車場が整備される予定となっております。こちらにつきましては、あくまで公用車の駐車場として整備を行わせていただくものでございます。

(坂本) はい、わかりました。

(矢部) 今の坂本さんの設計委託料ですが、設計委託料が233万となかな

かの金額でございます。この設計委託料がそれだけという立派な駐車場ができると思うのだけれども、どんなような計画している。

(吹上支所長) まず、この設計業務委託の内容でございますが、当然ながら解体工事を初め、それから石綿の分析調査、アスベストの関係でございますが、それとP C Bの含有分析、そして駐車場整備について設計委託をするものでございます。

以上です。

(矢部) それで、この中に県からの支出が400万が入っているのだけれども、これは市町村による提案の事業、補助金としてのこのお金を使うという意味でしょう。

(経営政策課長) 矢部委員さん、こちらは県の補助金のほう。400万円は。

(矢部) 使うわけでしょう、これというのは。違うの。

(経営政策課長) そっちとはちょっと違います。

(矢部) 違うの。

(経営政策課長) はい。

(何事か声あり)

(経営政策課長) ええ。まちづくりフェアの、5月にやりました、それに対する事業に対して県が補助金をくれるという補助金です。

(矢部) そうなの。

(経営政策課長) はい。

(矢部) いや、私はこれというのは400万円と載っているから、県の……

(何事か声あり)

(矢部) だから、この400万円が補助金で来るのだから、この400万円をこっちへ出ているのかなと思った。それで、この166万というのは今度余っているわけだから、この金は一般財源に入れるのか。

(財政課長) よろしいでしょうか。先ほどの15ページのところなのですが、財源として400万とありますけれども、これはこの吹上支所の関係の400万ではございません。

(何事か声あり)

(矢部) 今何と言ったの。

(委員長) 14ページ。

(財政課長) これは全体の需用費の計なものですから、この総務費の中で400万ということでありまして、400万は今経営政策課長が言ったようにまちづくりフェアのほうの400万ですので、解体のほうの設計についての400万ではございません。

(矢部) それでは、県からのこの400万というのはこれ何なの。

(財政課長) これ総務管理費の中で財源として400万が計上されていると。総務管理費の中には、その経営政策のほうのまちづくりフェアですか、その辺の補助金が入っているということになります。

(矢部) この166万の中から……何で余る。400万も用意して。

(財政課長) これにつきましては、400万をこの9月で補正というか、市のほうに入りましたものですから、今まで一般財源でその分をまちづくりフェアですか、やっていたのですけれども、この400万入ったことによってトータルしますと一般財源のほうが166万7,000円使わなくて済んだという形になります。

(委員長) よろしいですか。

(矢部) いや、それがちょっと納得がいかなかったのだけれども。この400万というのが、だからこんなに予算……

(何事か声あり)

(矢部) そう。11ページのこの400万がここへ来ているのではないのと俺思ったの。そうではないの。

(財政課長) 申しわけありません。総務管理費の中で、最後の計ですけれども、全部で52億6,360万3,000円と補正前の予算額あるのですけれども、その後吹上支所のほうで、この総務管理費のほうで補正額として233万3,000円とあります。計しますと、52億6,593万6,000円になります。総務管理費の計上額が。その財源内訳といたしまして、国県支出金のほうが同じ総務管理費のほうにまちづくりフェアのほうで400万入っていますので、全体の中で、この事業の中で管理費の中で400万入っていますよということになります。

(矢部) では、この県のあれではないのだ。

(財政課長) はい。

(矢部) では、ここに県と書いてある。国、県の一時金と書いてあったから、それかなと思ったのです。

(財政課長) 吹上支所のこの233万につきましては、財源として特に一般財源のほうで233万になっておりますので、一般財源で対応するということになります。だから、国県なり特定財源のほうは影響なく、一般財源のほうで対応するという形になります。計のほうにつきましては、総務管理費の中で今言ったように400万のありますので、その辺の合計欄ということでこういう動きになっていると思います。

(矢部) それで、この残りの166万、これ一般財源のところへ戻すわけなの。

(財政課長) はい、そのとおりです。当初は166万7,000円というのもこの総務管理費の中で一般財源として使っておりましたけれども、今回の補正の中で国県の、県ですか、入りましたものですから、その辺のやりとりで一般財源のほうは166万7,000円は戻すとなります。

(矢部) その下の窓口の、市民課ですか、これ。これは窓口の何を委託。業務委託って、これは案内か。

(委員長) ちょっと休憩します。

(休憩 午前9時57分)

_____ ◇ _____
(開議 午前9時58分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議開きます。

(矢部) 終わります。

(織田) 11ページと15ページで質問したいのですが、まず最初にちょっと15ページのほうから質問させていただきますが、吹上支所庁舎維持管理事業の設計委託料についてですけれども、今水道課があるところが公用車用の駐車場になるという説明を受けました。ですよね。それで……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時59分)



(開議 午前9時59分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議開きます。

(織田) わかりました。では、今あるところはそのままなのですね。ほかの集金の委託会社も右側に入っていて、左は水道課があって、あの建物ではないのですね。

(違う、違うの声あり)

(織田) わかりました。私がちょっと考え違いしていたので、それではそれは結構です。

次に、11ページの地方特例交付金についてなのですが、この地方特例交付金というのは特別交付金と同じなのですか、それともまた別の交付金なのでしょうか。そこがちょっと混同しているから、教えてください。

(財政課長) 今回の補正の地方特例交付金というのは、住宅ローンの関係があると思うのですけれども、住宅ローンで所得税のほうで控除があると思うのですけれども、その所得の控除のほうで引き切れないというか、その分を今度は市税のほうでも引けると。残った分を。やはり市税のほうで引くということは、控除されるということはその分市のほうに負担があるわけなのですけれども、その負担を補填するという形で地方特例交付金という形で交付されます。これは、住宅ローン控除の関係でございまして。これ6月末で報告しているのですけれども、その住宅ローン控除の額というのは7,279万ですか、それに対して調整率を1.幾つ掛けまして、この数字の8,162万7,000円という交付金がいただけるという形になっております。

以上です。

(織田) わかりました。

了解したので、終わります。

(委員長) ありますか。

(織田) その7,279万に率を掛けると言っていましたけれども、1.何%かわかりますか、数字。

(財政課長) この調整率のほうですけれども、調整率が1.1214028。

(織田) はい、わかりました。

はい、了解です。

(委員長) よろしいですか。

(織田) はい。

(中野) それでは、最初歳入のところでは伺っていきませんが、1つは地方交付税なのです。これが今回結果として3億4,259万6,000円の補正をしているのですね。そういう意味では、計58億4,259万6,000円という数字が出ています。これは、確かに予算を組む段階で、原則としていつも申し上げているように歳入は少な目に、歳出は多目にというのが、これは予算編成上の原則なのですが、少なくとも平成25年度を見ると地方交付税は当初予算54億なのです。ところが、今回の決算書で見てもらうとわかるように、結果的に25年度は59億1,900万収入済みがあるのです。ということになると、この2つを照らし合わせたときに、余りにも当初予算の地方交付税に対する国からの予算の見積額が低過ぎたのではなかろうかというふうに私は思うのですが、それは毎年大体、これ25年度が54億でした。24年度がやっぱり53だったか、52だったかな、記憶にないですけれども、わずか一、二億ずつふやしているだけなのです、予算上。そういう点で、予算の組み方としていかがなものかというふうな、結果的に3億4,200万の補正しているわけですが、その辺ちょっと伺っておきたいと思います。

(財政課長) 先ほどの質問ですけれども、今回の当初予算のほうで地方交付税ということで55億と、その内訳といたしましては普通交付税のほうで53億と、特別交付税のほうで2億見ております。結果的には、普通交付税のほうは53億から56億4,259万6,000円になったわけなのですけれども、地財計画なり、私のほうとしてはその辺の国の特別会計ですか、のほうで今回の26年度につきましては17.1兆円から16.9兆円と、交付税については1%ぐらい落ちるだろうと示されました。市のほうにつきましては、特例債の交付税算入等がありますので、その辺を加味しまして53億というふうに今回の当初予算は見ております。

あと、特別交付税 2 億ということなのですけれども、これ結果的には、26年度につきましてはわかりませんが、25年度につきましては約 4 億以上いただいているのですけれども、これはあくまでも特殊財政事情とか特別交付税につきましては、何か国のほうで災害等がありますとこの特別交付税のほうでその対応をします。今回の広島の関係もあるのですけれども、その災害ですか、そちらのほうに支出されると。そうすると、なかなか特別交付税については読み切れない部分があるのですよね。結果的には 4 億とか、数字的にはさほど変わりませんが、これはどう変わるかうちのほうもわかりませんので、これはとりあえず 2 億という形で今までどおり見ているという形になっております。

以上です。

（中野）そうすると、今の説明からすると、平成 26 年度の当初予算の地方交付税、普通交付税、あと特別交付税を含めて、少なくとも予算の見込みとしては決して間違いではないというふうに今聞き取れたのですけれども、執行部としてはそういう見解だということはよろしいですか。それだけ確認しておきます。

（財政課長）はい、そのとおりでございます。一応国、県のほうのそういう数字ですか、今回の普通交付税の関係も 7 月になりまして交付税の算定等はもうするわけなのですけれども、これあくまでもデータをもとに国のほうでもう計算しまして算出された数字であります。これは市のほうでどうかということではないのですけれども、収入についても全てそのデータ行っていますので、それに基づいて全国の市町村の歳入歳出の基準財政需要額、収入額をしましてはじき出した数字なものですから、当初予算で見る、計上するのはあくまでも地方財政計画なり、その辺を見込んでの計上になっておりますので、その辺はその時点では間違いはないと思っております。

（中野）では、次に伺いますけれども、13 ページですが、これ少なくとも繰入金、基金繰入金、18 款と 19 款、これはやはり相互の関連性があると思うのです。少なくとも今回基金繰り入れに財政調整基金の戻しが 14 億あるのですね。一方で、この繰越金で、これ名目といいますか、歳

入歳出から引くと19億ぐらいあるのですよね。その19億あるうちに、今言った継続費だとか繰越明許、事故繰越等を引いて、実質の収支が17億3,500万ということですよ。

そこでお聞きしたいのですが、この繰り越しがやはり当初予算5億、これ当初予算に繰越額を5億予算計上すること自体私はいかがな気がします。最初からもう余るのだという前提で繰り越し、歳入に入れるわけですから。しかし、一方で結果的には12億3,500万というものが繰り越しているという。この主な要因というのがどういうところにあるのか。そのことによって結果的に財政調整基金のほうに14億、当初の14億2,000万という予算が14億で、ですから何と2,000万で済んでしまうわけです。というそのことがそうになっているわけだ、結果的に。と私は見ているから。この繰越金のこれだけ出た主な要因について伺っていきます。

(財政課長) 今回の繰越金、25年度の歳入歳出決算、それから次年度へ繰り越すべき数字を差し引きしますと、実際17億三千幾らになるわけなのですけれども、その要因につきましてはこちらのほうも分析はしております。歳入の面でも、歳入超過が7,000万ほどございます。それから、歳出のほうにつきましては16億6,500万と。その辺の入で7,000万多く入ったと。歳出のほうで16億6,500万程度使わなくて済んだということにしますと、それを合わせますと約17億3,500万ですか、そういう数字になってくるわけなのですけれども、その要因といたしましては各事業の執行残というか、その辺があると思うのですけれども、大きいのは工事の関係とか、予定額よりも落札額が開きがあったとか、その辺の差し引き残と。

それから、あとの福祉関係なのですけれども、いわゆる予防関係とか、そういうことはあるのですけれども、原課のほうからするとやはりその辺は年度末まではわからないと。結構予防接種とかその辺の残が大きいわけなのですよね。そういうのを積み重ねていきますと、こういう結果、16億6,500万という額になろうかと思えます。工事入札の請け負い残ですか、につきましては、分析しまして5億弱、およそ4億6,000万ほどの執行残があると。あと、児童手当関係とか福祉関係ですね、扶助費関係、

それから予防接種関係で、やはり今話ししましたように年度末までわからないということで、そういうふうで、そういうところが主な要因となっております。

(中野) 今るる答弁がありましたけれども、結論から言うと歳入が当初より7,000万円増収と、一方歳出のほうは16億6,500万減、要するに使わずに済んだということですが、この16億6,500万の中で幾つか要素で言っていました。例えば工事関係で、やっぱり入札した結果安く済んだ。2億五、六千万という話ありました。その辺の16億6,500万の内訳、今口頭で言われましたけれども、何か資料があればね。大まかで結構ですから。例えば工事請負によって4億6,000万ぐらい浮いたのだと。言葉悪いですけども、浮いたのだと。そのほか予防接種だとか、そういうようなことで、当初予定見込みより受けた人が少ないというようなことを含めて歳出の減があったとか、今言われましたけれども、そうした大きな項目で結構ですから、なぜこの16億6,500万円が要は使わずに済んだのか、その何か記述したものがあればいただきたいと思うのですが、その辺いかがですか。今根岸課長がしゃべった内容ね。

(経営政策部長) 確認の意味ですけれども、不用額非常に細かなものから積み上がって細かくなっておりますけれども、主なものということで大きなもの、その一覧表というか、そういうことでよろしいでしょうか。

(中野) 議会運営委員会で主な50%以上の不用額についてはいただいているのです。そうではなくて、私が言っているのはそんな細かなくていいですから、例えば工事請負によってだと、それからあと臨時財政対策債との関係で減が出た場合ね。最低限、款単位で結構ですから。款、項だな。項単位。そうすると、それを足せばこれでわかるのでしょうかけれども、我々一目ではちょっとわからないので、その辺ちょっと。大ざっぱで結構ですから。

(ちょっと休憩入れての声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時13分)



(開議 午前10時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(中野) ちょっと1つだけ聞き漏らしてしまったので、お聞きしたいのですが、歳入の21款市債で、臨時財政対策債が1,874万1,000円の減額補正しているのですが、ちょっと聞き漏らしてしまったので、もう一回ちょっと説明いただけますか。

(財政課長) ご質問のほう、臨時財政対策債の関係だと思っておりますけれども、これは普通交付税の決定に伴いまして、臨時財政対策債は各市町村のその交付税で賄えない分ですか、それを国と折半してやるということなものですから、そうした数字が今回の当初計上した分よりも下がっている。発行可能額ですか、が決定されたものですから、それに伴いましての減額でございます。地財計画のほうでは、当初国のほうの示された部分につきましては、臨時財政対策債については全体で9.9%減になるだろうという、そういう国のほうの示しはありました。実際といたしましては、臨時財政対策債につきましてはそこまでの減額には至っていないと。市のほうにつきましては。今回の補正額で1,874万1,000円の減額で済んだということになります。

以上です。

(中野) では次に、歳出1点だけ伺います。

先ほど来各委員の皆さんが質問した15ページ、吹上支所費ですが、ちょっと確認しておきたいのですが、ここは公用車の駐車場とするということでした。そうすると、しかもなおかつ平成27年度で、今回設計費ですけれども、27年度で工事費を計上して、27年度中に完成するだろうという説明が先ほど答弁の中でありましたけれども、そうすると今吹上の公民館を今後解体、今使っている公民館を解体して、そこに駐車場、118だったか忘れましたが、ですよね。すると、これが来年のやはり6月だったかな、供用開始が、ここには公用車は当然一切とまらないと、とめないと、公用車は第2庁舎の跡地になるというふうにきちっと公用車と一般車両をいわば駐車場を使い分けるというふうにするのではないかと

うふうには思うのですが、その点ちょっと伺っておきます。

（吹上支所長） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

公用車の関係でございますが、今現状は中野議員さんご指摘のとおり、吹上公民館に50台ちょっと今とめられるような状況となっております。また、今後ですが、これは一般質問でもいただいておりますけれども、現在民間の駐車場50台をお借りしております。そのうち26台を来庁者用、そして24台を公用車のほうに充てているところでございます。今後吹上公民館の解体に伴いまして、そのうち24台分の公用車を吹上中学校のほうへ移動するというのもう既にほぼ決定しております。そこで、この公用車につきましては27台ございまして、その分については当初いろいろ議論があったのですが、新しい118台の来客者用の駐車場にとめるということはいかかなものかと。当然ながら、吹上公民館は非常に平日も利用頻度は高い状況にございます。また、大きい事業等が、または催し物が開催された場合につきましては、その都度各部署がどこかへ移動するという事は当然ながら業務上大きな支障が出てくるだろうということで、今回吹上支所の別棟、こちらの老朽化もございまして、もう一つは一方で公用車の駐車場の場所確保の問題、この2つの課題がありましたことから、それらを考え合わせまして、今回別棟の解体をさせていただいて、そこに公用車のみを駐車場として使わせていただきたいということでございます。

（中野） そうすると、答弁の中で公用車は今現在27台保有していると。現在ね。27台。そうすると、今後この別棟といいますか、私は第2庁舎というのは大変言いづらいのですが、言いやすいのですが、第2庁舎には何台ぐらいのスペースになるわけ、これを整備したときに。

（吹上支所長） ただいまの何台かというご質問でございますが、まず土地の敷地面積、こちらが439.41平方メートルでございます。当然ながら、敷地の形状は矩形で、長方形でございまして、そこからいろいろと、机上の上ではございますが、5メートル、2.5メートルのスペースということで試算したところ、18台をとめられるものと想定をいたしております。以上です。

(中野) そうすると、18台しかとめられなくて27台ということになると、9台はどこへとめるのかという問題がまず発生するけれども、まずその辺はどうなのですか。

(吹上支所長) 現在吹上支所水道課、下水道課、それから道路課の保守担当、これを合わせまして27台ございます。そのうち水道課の公用車が14台ございます。水道課につきましては、特に水道課として民間駐車場に確保していきたいというようなこととございまして、そうしますと残りの13台程度はという、差し引きしますと台数になりますので、十分に18台駐車場として使用できますので、十分に間に合うものと考えております。

以上です。

(中野) 大体今新たな駐車場、いわゆる公用車等々の関係は聞いたのですが、私はこの今の第2庁舎というのは実際合併して新しい庁舎ができて、支所ができて、今はもう会議室等々で時たま使っているぐらいかな、状況としてね、ということなのですが、問題はあそこを東側、北側、西側、つまり南側を除いた全てが民家に大変接近しているのです。そう考えると、特に東側は若干道路が5メートル、6メートル道路があるからまだしも、しかし北側と、それから西側については非常に民家に接している、近くに通じているのです。そう考えたときに、駐車場にすることについてある程度事前にこの民家に対して何らかの説明を行ったのかどうか。できてから苦情をもらったのではもったいないから、そういう意味ではそこら辺のことをやっぱり、民家が近いという配慮をどう考えるのか、その辺ちょっと伺っておきたいと思います。

(吹上支所長) ただいまのご質問でございますが、当然ながら南側の道路以外は全て民家ということとでございます。当然ながら、ご決定、または工事に着手する前には接している住宅の関係者の方々に、一堂に集めるかもしくは個別にご説明するかについては、当然ながら吹上支所としてその辺の対応はしてまいりたいと考えております。その後、駐車場ということとでございますので、また建物も2階建てと、なおかつプレハブづくりなのです。そういうことを考えますと、通常の住宅もほぼ大体2

階建てで、結構敷地に近接している場合も大いにございますので、工業者が決定したらその辺は十分に注意を払って工事をしてもらうというような形でいろいろと指示をしていきたいと思っております。

以上です。

（中野）今建物の高さ等々を含めて、確かに2階建てですから、民家と変わらないのですが、私が心配しているのは駐車場になることによってやはり当然アスファルトで整備していくと思うのですが、やっぱり車の、18台のうちとりあえず14台ですが、これのやっぱり出入り、排気ガス等々でまた苦情が来ないとも限らない。ですから、当然市の所有の土地ですから、何つくろうと勝手だといえばそれは市のほうの勝手なのでしょうけれども、やはり市という、市役所という関係からすれば近隣住民との関係というものはやっぱり維持していかなければいかぬという点からすれば、特に排ガス、騒音、こうしたものの対策というものについてやはり事前に住民に対して説明するなりあるいは理解を得る、そういうことをしてもらいたいし、またそうすべきだということを申し上げたのです。建物の高さというのは、駐車場ですから、高くはないのはわかっているのですが、今までより開拓されれば日照はよくなると思うのですが、そういう意味でそういう対策というものについて、着工する前ではなくて、やっぱり私はもうきちっと事前に説明をした上で、その上で理解を得て、それからやるということではないといけないのではないかと思います。その辺再度ちょっと伺っておきます。

（吹上支所長）まず、接している方々の説明等でございますが、もしご決定いただいた場合については、あるタイミングで一応こういう形で来年度工事等を行わせていただきますと、その辺の要望等といえますか、その辺のご意見等も伺いながら進めてまいりたいと思っております。それから、基本的には車両のとめ方はよくある前向きといえますか、そういったものは当然ながら徹底を図っていきたいと思っております。それから、出入り口ですが、これは今後いろいろと検討をしなくてはならないと思っておりますが、直接、南側なのか、それとも東側なのかということもございまして、危険度から申しますと東側のほうがベターな

のかなというような感じもいたしますけれども、その辺はまた道路事情もございますので、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（中野）以上です。

（委員長）よろしいですか。

（岡田）また6月に続いて繰り越しの話なのだけれども、これで繰越金が決めたわけですね。5億円は手つかず、これは当初ですから、12億円足して17億、これに対する見解はどういうふうに思っているのですか。初めから5億円は減りっこない金額なのだから、ここで数字が減るわけではない。常識的に考えて。それで、こんなふうな結果が出て、どういうふうに思ったの。ああ、もっと使う気であれば使えたな、ああ、もっと執行すればよかったなという気持ちなのか。

（財政課長）25年度の歳入歳出決算におきましての繰越金の額で17億3,528万という数字が結果として出たわけなのですけれども、財政担当とすれば繰越金はある程度望みたいという気持ちがあったわけなのですけれども、17億までいくと正直思っていなかったのですけれども、これは翌年度の財源として見るという、見たいという希望もございました。当然当初で、26年度の当初予算で繰越金を5億としましたけれども、結果的には5億でなくて17億出たことなので、新たにその差額ですか、12億ですか、分が一般財源として26年度の予算のほうで使えるという結果になったわけでございます。財政調整基金のほうを無理して当初13億入れましたけれども、その分今回戻せるかなという、戻したという結果になることになりました。

以上でございます。

（岡田）それでは、当初5億円の繰越金を入れない計算、それでも成り立つのです。5億円を入れなくて。要するに執行していくのですよ、毎月毎月ね。執行できるでしょう。というのは、使用がなかったりあるいは執行残が出たり、見積もり残が出たりするから、この合計がなくてもやっていけるという計算。繰越金をたくさん持つことによって財政運営は楽。いざというときの金持っているのですから。結果を見れば、5億

円プラス大幅な残が出ている。他の市町と比べても多いほう。執行残があつたり、初めから使わないものが入っているのかもわからない。それというのは、なぜ執行残が出てしまったのですかということをもっと突っ込んで検討したことがありますか。それは財政の立場でね。原課の立場ではなくて、財政の立場で。これだけ執行残が出てしまったではないか、おまえ幾ら予算くれと言ったではないかという、こういうことですよ。こんなに執行残が出てしまってどうしてくれるのだよ。我々の家庭ではそういうこと。地方公共団体ではないのかもしれないけれども。あるいはもっと激しいのは、使用がないのに予算だけのせてしまったというやつです。使用がないのに、使う道も予定がないのにのせてしまったの。当然これはもう執行残で残ってくる。楽ではないですか、そのほうがね。楽ですよ。あそこの第2庁舎の見積もりと同じ。こんな安くよくできるなどと思ったら、やっぱり結果が出たわ。それは、執行部とすれば安く物をやろうとするのの気持ちはわかる。それにも限度がある。会社のレベルということも考えなくてはならないしね。結局それが外れてしまったのだ。そういう観点から、この5億除いて12億3,000万の使用状況と執行状況。もう使えませんからね。執行をこれからしてしまう、それは無理な話。

（財政課長）ちょっとご質問のほうの関係でございますけれども、繰越金の関係でございますけれども、確かに当初予算で編成する段階で繰越金を幾ら計上するかという議論も当然あるのですけれども、例えば繰越金をこの5億を見ないでやった場合、やはり歳出面で5億に充当できないと。穴が出てしまうと。そうしますと、財政調整基金を今回は13億入れましたけれども、その分を予算編成で折衝をしながら5億という数字で落ちついたわけなのですけれども、財政調整基金を13億から18億、5億プラスして18億歳入として見なければならぬ予算編成になってしまうのかなと思っております。これ予算編成の段階で今までの繰越金、繰り越しの実績等を見ますと、予算編成をする上である程度の実績を見込んで繰越金を計上、それはもう市町村の裁量かもしれませぬけれども、編成の上では必要だということもございませぬ。それが5億がいいのか、

10億がいいのか、これはもう市町村の裁量なのですけれども、繰り越しを多く見ればその分財調のほうを少なくして済むと。では、繰越金を少なく見れば財調のほうを多く入れざるを得ないとか、そういう状況においての26年度の予算編成の過程でございました。

それから、執行残が歳出の部分で16億以上出ておるのですけれども、予算編成をする段階で各課との当然厳しいやりとりもございします。そうした中で、結果としては16億という数字出てきたのですけれども、工事以外の部分もありますけれども、この辺はこれからの予算編成の中でもさらに厳しくなるのですけれども、実績を踏まえて、この結果を踏まえて予算編成に取り組むべきかなと財政としては考えております。

以上です。

（岡田） それでは、繰越金と財調を今一緒にするという話があったけれども、どういう例があるの。それを一緒にして執行したことがあるのですか。議会のほうは、財調はなるべく多く持ったほうがいいよ、なるべく多く持ったほうがいいよという、そういう主張をしています。我々はそういう主張をしている。それが幾らが適当というのは難しいけれども、なるべく多いほうがいいのではないのですかという、そういう主張をしているのだよね。財調で足りなくなってしまった、そういう例がありますか。

（財政課長） 財調のほうを当初どのくらい入れるか、ある程度の繰り越しを見込んで財調のほうも実際入れているのは事実でございます。過去の例を見ますと、平成21年度のときは当初予算で財調のほうを4億見ておりました。入れました。それで、繰り越しがこの年は9億、21年度だから、20年度の収支、繰り越しが9億2,000ありました。結果的には、財調4億見ておりましたけれども、6月補正なり9月補正で戻せたと。財調のほうは戻せました。22年度につきましては、財調のほうの繰り入れは特に見ておりませんでした。結果、前年の繰り越しが14億ございましたので、こちらのほうは結果的には財調のほうに積み立てができた。23もしかり、財調でやはり4億5,500、平成24年度については8億5,000、25年度には10億と、平成26年度では13億というふうには財調のほうへ入れ

ていますけれども、結果的には繰越金で戻せたという結果があるのですけれども、今の議員さんおっしゃるように今財調が35弱ありますから、その辺の年度間の調整という役割もあるのですけれども、できる予算編成になっておりますけれども、実際財調がない場合、もっと少額ですか、ない場合について考えますと、当然当初のほうでは繰り入れできませんので、その辺はさらに歳入歳出予算編成の中で、厳しくやっておりますけれども、さらに厳しく組んでいかなければならないかとは思っております。

以上です。

（岡田）予算編成をする中で、では繰越金を幾らにしましょう。執行残なんか今その時点では計算できるはずがありませんから。誰決めている、これ。総意で決めているのではないだろう。違う意見の人もいるはずだよ。執行残というのは結果だからね。結果で執行残が出るわけだから。それは職員の努力があるから、そういう執行残が出たのかもしれないし、あるいは怠けたからだかもしれないし。一番簡単なのは、怠けているのが一番いいのだよ。予算はつけていただいたけれども、済ましていけばいいのだよ。大きな執行残で何がありますか。その原因は何ですか。

（財政課長）先ほど中野委員さんのほうからもありましたけれども、執行残で大きいもの何事業かございますけれども、福祉関係の児童手当支給事業、これにつきましては1億9,000ほど残がございます。あとそれから、生活保護扶助費、これもやはり1億7,000の執行残になっております。それから、予防接種ですか、予報接種事業で8,200万というぐあいに執行残はございます。

（岡田）それは、国から補助の出る金額ですね。

（財政課長）やはり国、県の補助がございますので、全部一財というわけではございませんので、まるっきり1億9,000というのが市の一財だけではございません。

以上です。

（岡田）そうすると、そういうものが含まれた繰越金ではおかしいのではないですか。含まれる。それは、見積もりが大き過ぎるのではないで

すか。ワクチン1本打つにも値段が違いますか。値段は同じではないですか。そうすると、鴻巣市は何年生が何人いるとかという計算ができるのだから、そんなに執行残が出るわけない。どこに使ったのか、知らないけれど。と思うのです、素人考えでは。よく国が黙っているね。ほかのことではうるさいことを言うくせにして。

（財政課長）当然歳入歳出で予算額の段階で支出に対する財源というのは、市の一般財源、国の補助、それから県の補助等合わせてその予算が成り立つわけなのですけれども、当然執行残が1億ですか、9,000ほどございまして、実績を担当課のほうからすれば国、県のほうに出しますので、返還ないしはそうなると思えますけれども……になります。だから、担当課というか、原課のほうからすれば、やはり予防接種とか、そういう事業につきましては対象者が何人いると、それによって予算を組んでいくと。ただ、対象者が何人いますけれども、実際に受けた方が思った見込みよりも少ないという。ただ、予防接種とか、そういう関係で市民の方にお知らせするなりする場合に、やはりある程度、ある程度というか、予算がなければ呼び込めない。実際その実績等を交えての推計を見て予算を組んでいるわけなのですけれども、やはり予算がなくて呼べないのではないかと。もし呼び込みによって対象者全員が来た場合が、そのことを考えますとやはり予算としては持っていなくてはならないというような説明でございます。

以上です。

（岡田）それは、後で返していくわけですよ。お金はね。後で返すということね。

（財政課長）当然実費の関係は国、県のほうに報告しますので、当然返還という形で出します。

以上です。

（岡田）自分なりに考えて、震災が起きた、何が起きたとしても、国は金がない、金がないとうそを言っているのだよ。金幾らあっても足りない。だから、使い方がいいかげんの。補助金をだましたり、それができる。今錯綜しているときだから、それができてしまうのだね。何億も

ごまかしたりとかという。そんなこと。あとはオリンピックでまたいいかげんなことになるのではないですか。お金がかかると思うの。そんなことを吠えているのなら、東京都の高速道路も直せ。ぼろぼろではないか。そんな見え張ってオリンピックなんかやることないのだよ。俺はそう思っている、何考えているのだと。橋が落ちてしまうよ。オリンピックの開会式の時、橋が落ちましたということになってしまう。そういうことのないようにしてもらいたいけれども、そのくらいのかたい気持ちで私います。だから、この前も繰越金の話出したときに課長が俺のところ説明に来てくれたの。まだわからない、俺は。まだ。ということは、どこが原因なのだから俺はわからない、原因は。これがこうでこうなっているのですよ、いや、これはこういうふうに置きかえるのだよ。その置きかえるのは違うのかね。どこが違うの。その繰越金5億円の必要性についてね。この5億円なり3億円なり8億円なり、執行したことありますか。繰越金を。繰越金というのは結果で出るのですよ。結果で出るの、年度末に。それをもう初めから当初より5億円出てしまうのです。どこかに何かあるでしょう。何か事業をしないのが出たり。これだけあるのだったら、市民のために事業したらどうだい。結果的に繰越金が十何億も出てくるのだから、もう少し積極的に市民要望に応じてやったらどうなのだろうというのが我々素人考え。そうはいかないよという考え方があるかもしれないけれども、あったら言ってください。

（財政課長）繰越金の関係でございませけれども、当初予算編成の段階で繰越金を26年度は5億円という形で歳入として見ております。これは、一般財源として見ております。これは、税と同じ扱いになります。その5億円を歳入として見ているものですから、今度は歳出のほうでその5億円というのが税と同じように各事業のほうに振り分けられるという形になると思います。では、この5億円をゼロにしてしまった場合、繰越しを見なかった場合、結果ですからということなのですからけれども、見なかった場合はその歳出のほうをどこか切り詰めなくては行けないと、5億の分を。なわけです。それでも足りない分につきましては、財政調整基金のほうで繰り入れて、一般財源扱いして歳出と歳入をイコールに

していくことになると思います。その繰越金につきましては、結果ですから、当然わからないだろうという議論もあると思います。ただ、今までの鴻巣市の繰り越し、予算に対する繰り越し、執行残を見ますと、やはり5億以上、15億前後というような実績があるものですから、当初予算でやはりそれは多く見るわけにはいきませんが、ある程度その辺の実績を見ながら計上すると、その計上した分一般財源として扱って事業のほうに充てられるということになります。

以上です。

（岡田）では、その分としての事業に充てた分がどれだというのはわかるの。わからないでしょう、お金に色はついていないから。今まではそういう例があります。このままでいってしまうとこの繰越金が当初予算どおりできないよという。では、いろんなことを言っていて、不正があるわけではないから、反対はしないよ。ただ、自分が納得のいくまで話をしようかと思っているから。5億円のうち、このままでいくと2億5,000万で足りなくなっていて、結果がそのようになってくる。それだって赤字ではないのですから。もとは5億円あるわけですから。そういう例がありますか。

（財政課長）当然その繰越金につきましては前年度の差し引きの実質収支ということで翌年度に編入しなければならないという、地方自治法上あるわけです。翌年度にすると。25年度の実質収支17億3,500万というのは26年度の予算のほうに計上しろという、自治法上ございます。それが自治法上ありますし、どこの市町村もそうですけれども、繰越金というのは設定しまして組んでおります。ゼロというところは私もちょっと見たことはないのですけれども、ある程度の実績を踏まえて予算編成をして繰越金のほうは何がしらの金額は計上しております。その5億円のほうは、確かに繰越金は色がないわけなのですけれども、その前年度の実質収支についても、17億というのもやはり各事業の執行残を集めて結果が17億3,500万という数字になっておりますので、一般財源扱いとしての財源としては位置づけになるかと思えます。

（経営政策部長）議員さんのご質問にどの程度お答えできるかちょっと

わからないのですけれども、我々私ども予算を組むときに当然事業課とヒアリングと、査定をいたします。例えばソフト事業、さっき言った福祉の事業ありますね。生活保護とか児童手当。こういうのは、事業化はある程度伸びを予測して要求してくるわけです。それでも厳しく、我々とすればそこまで伸びないだろうという感じで査定をいたします。ソフト事業については、そうやってやります。それから、ハード、いわゆる施設建設とか道路とか、ああいうものについては、やはり事業化は設計額を積み上げてまいりますので、設計額を想定して積み上げてまいりますので、ある程度そこを削ることは削りますけれども、厳しい査定には変わらないということで私ども厳しくやります。歳出が大体350とかとにかく決まった段階で、歳入側から見てみると、市税は150億なら150億あります。交付税は50億なら五十五、六ですか、59ぐらいですか、そのくらいあります。それから、市債で臨財債の収支に七、八十億とか、そういう額を見ます。それでも歳入が足りないのですよね。どこから持ってくるかということ、貯金をおろす、財政調整基金を崩すか、前年度の繰越金がどのくらいあるか、それで繰越金を見て、このくらいこの基金があるだろうと見込んでそれに充てるわけです。そういう形でやりますので、課長が言ったように繰越金が全くないというふうな予算組めば、もう貯金を全部おろして歳入に充てないと歳出に充てられないわけです。予算組めないわけです。ですから、そういった形で、先ほどのあれですけれども、繰越金をどの程度見るかというのは誰が決めているかということではなくて、その辺の歳出全体の額を見ながら、入ってくる市税とか交付税とか、市債とか、そういうのも全部見比べながら課内、部内で議論して、来年は繰越金をこのくらい見ようではないかと、このくらい見れば貯金を崩すのはこのくらいいいだろうと、そういう形で入りのほうも決めていって入りと出を合わせていると、こういう作業をやるということでございます。

以上です。

（岡田）繰越金を取り崩したことがありますかと聞いたのだ、さっき。今私がずっと繰越金見ているのでは、まだ結果つきり見ていませんから

ね。繰越金を途中で崩してしまっているのを知らない。そういうのがだからありますかと。

（経営政策部長）繰越金を取り崩すというのは。

（何事か声あり）

（岡田）金が足りなかった場合に、繰越金とか繰入金金を。

（経営政策部長）貯金崩すのは繰り入れています。

（岡田）あと、繰り越し。

（経営政策部長）繰越金は、前年度の余ったお金はどのくらいあるかという。

（岡田）だから、本来は前年度の繰越金が5億円と当初わかってしまうのはおかしいのではないかな。当初。本来はだよ。

（経営政策部長）予算組むときの一番、予測するのが一番新しいので、今回17億も出てしまったわけですけども、予算の査定段階ではそれほど出ないだろうということで見ただけでございます。ただ、実際に今鴻巣市の場合は適債事業なんかも含めて非常に大きな大型の土木事業とか、建設事業だとか、それでどうしてもハード部分の不用額というか、繰り越しが、我々も建設費で4億五、六千万出てきているのです、実際には。それは、やっぱり請負残でそれこそ積み上がってしまうということなのです。あと、福祉の部分のソフトの部分の繰越金というのは、これは例えば医療費なんかもその都度その年にどのくらい風邪がはやるかとか、そういうことによって相当影響受けますので、その辺は。

（岡田）そういうのはわかりやすいのだよ。医療費なんかはわかりやすいではないですか、当初予算組むにしたら。それで、それに応じて途中から金が入ったり出たりしていて、どうしても金が足りなければ市から少し繰り入れたりなんかしながら、やりくりしながらやっていくのですから、それはわかりやすい。これはわからない。

（経営政策部長）ハード事業ですと、経験的に見ると二、三%の請け負残が出るというのは経験的にわかっていますので、土木費なんか例えば50億とか40億あればその二、三%は不用額として出てくるというのは、これは経験的な数値です。だから、その辺ははっきり言えばその

辺を繰越金として見てもいいということがありますけれども、ただやっぱりなるべく査定をして繰越金が出ないほうが議員さんのおっしゃるとおり望ましいわけですから、そういったタイトな事業予算を組むというのはわかります。

（岡田）おしまいにするけれども、執行残が出るのを計算するのはわかるの。予算よりも多い出費がそうはあるはずがないから。執行残が出てくるのもわかるのだけれども、最初の5億円がどうもわかりませんよと言っているのだよ。執行残でも何でもない。これは前年度の、はっきりわかりやすく言えば、3月31日の余りが4月1日に5億円出てしまったのだよ、もう。一般家庭の家計簿はそうなの。そうではありませんか。前年の繰り越しですから。後でまた教えに来てくださいよ。

（経営政策部長）うまく説明できなくて申しわけないです。なかなか説明が下手で申しわけないのですけれども、私どもの考え方は先ほど申し上げたとおりということで、別の機会があればまた丁寧にご説明したいと思います。

（岡田）そのときに、何十年も昔に同じ釜の飯食っているのだよ、その人と俺は考え方違うからね。それをちょっと考慮に入れて説明してくれる。ありがとうございます。

（川崎）歳入なのですけれども、11ページ、15款県支出金、2項県補助金で、総務費県補助金として400万。先ほど説明でまちづくりフェアなどに使ったという。ちょっとよく聞き取れなかったのですけれども、市町村による提案実施事業補助金として400万円。それに対応する歳出がどこに対応しているのかがわからないのですけれども、それについて教えていただきたいと思います。

（経営政策課長）この補助金は、先ほどもご説明しましたけれども、市の60周年記念事業、今年度やりました60周年記念事業の中の5月17日に行いましたまちづくりフェア、これが1つ事業として完了していますので、この対象経費が813万円ほどありまして、補助が、県の補助率がですね、2分の1以内ということで、そのうちの半分、おおむねで400万円が確定したということで歳入になっております。

(川崎) そうしますと、全部まちづくりフェアにこの400万円は使ったということでのいいのですか。

(経営政策課長) はい、そうです。この400万円は、まちづくりフェアの中の補助対象事業813万円に対して2分の1以内の400万円という。全額です。

以上です。

(川崎) この市町村による提案実施事業補助金というのは、ほかの市町村も使っているのではないかと思うのですけれども、例えばそういう他の市町村とか、どのようなものに使っているのかということは今回見られたのかどうか、それとも最初からもうちはこれで出すのだからということで、別にほかは関係なく独自で必要だと思ってそのように要望したのかどうか、ちょっとその辺について聞かせていただきたいと思えます。

(経営政策課長)申しわけないです。他の市町村の実績はちょっと調べてございません。ただ、鴻巣市、過去に毎年度このような県の補助金を利用しております。昨年度でいいますと、防犯灯の設置であるとか、あとはタカ狩り行列、そういったもの、また24年度でありますとご当地ナンバーの作成であるとか、石田堤の関係の事業だとか、要するに市町村が独自で市の発展だとか、そういったものに寄与するものを提案して、それに対して補助をつけてくれているということでございます。そうしますので、ほかの市町村ちょっと調べてございませんので、もしあれでしたら後で、県のホームページ等にもしかしたらあるかもしれませんので、ちょっと調べさせていただきたいと思えます。

以上です。

(財政課長)先ほど経営政策課長のほうからこの委員会のほうで400万ということなのですけれども、12ページに3目の衛生費県補助金と、こういうふうにあるのですけれども、右側に市町村による提案実施事業補助金610万、これもやはり提案事業で今回市のほうでいただいております。これは、健康体力づくり推進事業が対象になっておりますので、それで610万を県からいただいております。この委員会ではないのですけれど

も、補足させていただきます。

(委員長) いいですか。

(川崎) いいです。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第81号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時25分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第85号 平成25年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) ただいま説明ございましたが、歳入に対して説明漏れはございませんか。大丈夫ですか。

では、暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時05分)



(開議 午後2時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま平成25年度の一般会計決算認定について説明が終わりました。これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(岡田) 大したことではないのですが、今たばこを喫煙している人が20%ぐらいなのだそうです。20%。それで、男子がやや減りぐあい、女子がふえぐあいと。これで大体20%ぐらいだと、こういうことなのです。そうすると、今後たばこ税がどういうふうになってくるのかな。政府は上げますよ、政府は上げる。一番簡単なやり方だから。誰でもできるのだ。すぐ上げよう、上げようと言うけれども、どういうふうになっていくだろう。まして、それはそれで国が決めることだから、いいのだけれども、たばこ税恐らく減っていくだろうとは言いながらも6億からの金が入ってきていて、少したばこ吸いに対する扱いが悪いのではないかと。たばこ吸いをもう少し大事にしてあげていただきたいと思う。俺は吸っていないからね。やめてしまったから。その日のうちにやめてしまったからね。ある日病気かもしれないということがあって、よし、やめてしまえというのでやめてしまって、それから一本も吸っていないのだけれども。だから、自分で今まで吸っていたからかわからないけれども、たばこ吸いの心情が非常によくわかるのね。だから、鴻巣も、別棟ができるのだから、少しいいをつくってやって。北本は幾らかよくなったのですね。北本も議員が言ったのだそうです、一生懸命。たばこを吸うところをつくってくれ。鴻巣市もそういった部分でそれに対する見解を述べていただきたい。喫煙所ではだめなのだよ。喫煙所というのは、たばこ吸う場所があればいいのだから。階段の下でもいいのだから。もう少しお金をかけていただきたい。よく市長と相談をして。市長はいくらも吸わないけれども。

(財政課長) たばこの喫煙所の関係なのですけれども、今の工事中の別棟のほうにつきましては、喫煙所は特に設けていない状況であります。

自分もたばこ吸っているのですけれども、なかなか吸うところはないものですから、場所を探すのが大変なのですけれども、今のところちょっと情勢からすると、設計にも入っていませんし、その辺はちょっと検討させていただければと思っております。

あと、たばこ税の関係は、やはり財政からしますと交付税にも影響あります。たばこ税の25%が、5税のうちのたばこ税ありますけれども、その辺は大きな財源となっておりますから、どんどん吸ってもらいたいということはないのですけれども、財源としては大変貴重な財源になりますので、できるだけ……大事な財源だと思います。申しわけありません。

（岡田）俺がたばこ吸っているときは、地下で課長とよくたばこ吸っていたのだよな。あれだって副市長に言ってやっとなら暖房つけてもらったのだ。たばこ吸ってたばこ税払っているのに、汗かいてたばこ吸っているのではしょうがないだろう。せいぜいそのくらいのことはしてもらわないと困るわね。だから、どんどんよそもよそよくなっているから。ただ、北本は正面玄関入るとでっかいブルーシートがあるの。でっかいと言うか、半端ではない。その中で吸っているのだと。みっともないから、やめたほうがいいぞと言ったの。工事の途中だからかもしれないけれども。そういうことで、テレビではたばこ吸うな、たばこ吸うなと一生懸命言っているけれども、これはやまらない。病気のだから。死んでも吸うのだから。だから、その辺のところを考えてやってもらいたいということで。

あとは、こういう金額については、予算編成時に見積もった金額が恐らく全部当てはまってくるのではないかなというふうに思うのですけれども、その中でもこれはちょっと予算編成時と違ってしまったよというのがあれば。何でもいいですよ。

（何事か声あり）

（岡田）狂っていないのか。

（何事か声あり）

（岡田）大体計算どおり。計算どおり。いや、計算どおりなら計算どお

りでいいのだから。無理に変えることないのだ。いいよ、大体予定どおり入っていますというのだったら。むしろ支出のほうがあれなのかな。歳出のほうが。

（総務部副部長）税に関して市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税にはほぼ予算どおりの歳入が入っております。ただ、固定資産税については、予想を見込んだ以上の税額が入っている状況となっておりますので、ほぼ見込みどおりというふうな形になっているかと思えます。

（岡田）交付税なんかも同じようなことが言えます。交付税。

（財政課長）交付税のほうにつきましても、予想どおりというか、当初予算と比べますと、24と25の交付税につきましては560万ほど減になっております。500万が大きいかわかりませんが、大体想定内の予算であると考えております。

（岡田）消費税については。消費税。どういう動向だったのですか。

（財政課長）地方消費税交付金につきましては、25年度の歳入を見ますと、まだ8%の影響はございませんので、予定どおりというか、その辺の数字は予算の見込みどおりで見ましたし、結果に対してもそのとおりでございます。

（岡田）大した差異はなかったよという考え方だね。

（はいの声あり）

（岡田）そうすると、その考え方が10%になったときにどうだろうね。変わらなければいいのだけれども。

（財政課長）8%になったのがこの4月からなりまして、26年度の予算編成の中で、それまでが大体8億5,000万ほどの地方消費税交付金となっておりますけれども、8%は4月からなりましたけれども、やっぱり半年ぐらいのずれが歳入のほうになりますので、今回26年度は10億ちょっと見ておりますけれども、本来ならば1.0%の地方消費税交付金が1.7%になるわけですから、大体14億ぐらいになるのかなと思っていたのですが、やはり三月、半年のずれがあるものですから、10億ちょっとの消費税交付金を見ております。来年の10月に8%から10%になる

わけですけれども、歳入としては今のところまだ国のほうからの、県のほうからも示しはないのですけれども、10月に上がったとしても半年後の影響ですので、27年度につきましては8%の状態での消費税交付金になろうかと思っております。

以上です。

(岡田) 今内閣も10%にするように、できるように一生懸命策を考えて景気を上げよう、上げようとしているの。今そういうときではないかなと思うのだよね。それにしても、日銀の総裁がちょっと顔を出さなくなってきたなと思っているけれども。どういうわけだかわからないけれども。そのときに、いい状況で10%に上げる。そんなことするよりもっといい方法があるのだけれども、そんなことちっとも考えていない。昔ぜいたく品に税金をかけるようになった。ぜいたく品だけ。物品税という。ゴルフのクラブとかね。上限を決めて、そこから上は全部かかる。そうすると一番楽でいいのだね。そうすれば嫌なら買わなければいいのだから。だけれども、今のやり方でいくと、食料から何から全部かかってしまうのだよね。お金持ちも貧乏人も全部一緒にかかってしまうのですから。そうすると、これは当然景気が悪くなってきます。だから、そういうことをこれからどうやっていくのか、総理大臣の手腕をよく見ていかななくてはならないかなと思っている。口数は多いけれども、割合とだめなのではないのかなというふうに思っているのだよね。そういうことで、地方自治体にとっても悪い結果が出ないように見なくてはならないというふうに私は思っております。

それから、あとは川里のゴルフ場、今景気がどうなのかわからないけれども、水面使用料がどういうふうになっているのか。ずっと同じ金額でいっているのか。どうもあそこ通ると昔のほうがお客さんが多かったような気がするのだ。幾らかふえて2,000万ぐらいだったかな。

(財政課長) ご質問の、これは貸付料になると思っておりますけれども、水面貸付料なのですけれども、これは鴻巣カントリークラブ内に用水路があるので、面積といたしましては8万8,080.63平米の面積がございます。筆数にして295筆あるのですけれども、これ平成元年までは国

所有分で貸し付け単価は100円という形でなっておりました。それも平成元年から旧川里町ですか、に引き継がれまして、今現在もその8万8,080平米に対しまして100円の貸付料となっておりますので、これはもう昨年と今までずっとこの額で貸付料としていただいております。以上です。

(岡田) その金額というのは、大体年額、年幾らなの。

(財政課長) 年1平米について100円でございます。

(岡田) 合計してだよ。年。

(財政課長) 合計して。880万。

(岡田) 880万。

(財政課長) はい。

(岡田) 随分減りましたね。それだけゴルフやる人が減ったということだ。

(何事か声あり)

(岡田) 水面料と言ったの。

(財政課長) 水面料です。

(何事か声あり)

(財政課長) 利用税。

(何事か声あり)

(岡田) 水面料と言ったからね。

(財政課長) はい。今水路のほうだと思って。

(何事か声あり)

(財政課長) そうですね。2,000万のあれですね。

(何事か声あり)

(岡田) わかった。いや、いいですよ。これ見れば書いてあるでしょうから。

(財政課長) 何ページでしたか。

(委員長) 16ページだよ。

(財政課長) ゴルフ場利用税交付金の関係は、昨年度と24年度と比べますと、24年度が2,134万8,950円と。25年度につきましては、2,159万

6,960円。24万8,010円上がっております。ふえました。

以上です。

(岡田) 今まで聞いてきたのは、他力本願なことばかり聞いてきたの。都市競艇の収入がこちらに載っているけれども、今まで、戦後間もなく始まっていますから、昭和三十何年度から始まっているのだけれども、合計で幾らになりますか。莫大な金額です。幾らになっていますか。

(財政課長) 25年度につきましては7,000万と、その前が5,000万あるのですけれども、ちょっと今都市競艇のほうに、昭和32年からですか、最初10市でやりましたけれども、その後15市になったのですけれども、ちょっと今調べている最中で、ちょっと今数字は持っておりません。

(岡田) 都市競艇が調べているの。

(財政課長) はい、今聞いております。

(岡田) 都市競艇が。

(財政課長) はい。

(岡田) そんなばかなことないだろう。今までの売り上げだよ。今までの売り上げが計算できないというのはないんだよ。全部平等だからね。大きな市だから多くくれます、小さいから少ないですという、そういうのではないのだから。それで、都市競艇へ連絡してみたの。

(財政課長) はい。昼に都市競艇のほうに問い合わせしまして、その資料というか、送ってくれるということになっておりますので、きょう中には来ると思いますがけれども。

(岡田) そのとき、金額幾らだったの。書類は送ってくれるとって言った。

(財政課長) はい。

(岡田) だけれども、金額言ったでしょう。

(財政課長) ことしの7月に都市競艇のほうに経営政策部のほうで研修というか、行ったのですけれども、そのときの資料の中にはあるのですけれども、それには平成元年からなのです。平成元年から各15市の、今委員さんおっしゃったように市町村の大小にかかわらず15市全部統一で5,000万、7,000万とか、そういう数字なのですけれども、その辺の数字

で、元年からの数字は資料はございます。ただ、昭和三十何年、32年ですか、となりますとちよっとうちのほうで資料なかったものですから、昼に電話しまして、ちょっと今確認して、わかり次第送ってくれるということになっております。

（岡田）60億は超えていますよ、60億はね。70億ぐらいいっているのかもしれないね。これは貴重な財源だと思うのです、鴻巣市にとってはね。これは事実かどうかわかりませんが、戸田市は国民健康保険税なしだというときがあって、それはなぜか、都市競艇の収入をやっているのですよと、こういうことなのです。今よりも昔は売り上げよかったですから。今は、余りよくなくなってしまっています。その中でも都市競艇というか、競艇はいいほうなのです。競艇行ったことありますか。

（財政課長）はい、あります。

（岡田）楽しい。楽しいですよ。楽しいでしょう。返事がないのだけでも。

（財政課長）楽しいです。

（岡田）そうでしょう。そしたら、今月の23日から都市競艇主催のG1があるの。第1回のヤング何とかというの。

（何事か声あり）

（岡田）ヤング。財政の課長さんなのだから、行かないかい。第1回目。SGEと違って、SGEはもう最高峰だけれども、その次のクラスの選手が集まってくるから、なかなかの選手が集まってくるのだ。だから、これを見ておかないという方法はない。それは都市競艇の主催だからね。戸田競艇ではないから。戸田競艇では何にもならない、あれはね。向こうへお金が行ってしまうから。都市競艇の主催の試合でないところへお金が来ないから。だから、そういったかげんで、23日にあるから、議会中、議会が終わらないうちだけれども、もう23日までに行けばもうしめたものだから、一緒に行ってこよう。わけないのだ。1時間もあれやっているのだから。それで、テレビ中継があるのだ、テレビ中継。だから、狭い玄関ところへは入れないのだけれども、何とか行ってみようかなと思っている。他力本願。職員が競艇のキョの字も知らないでどうす

なんかみんな大好きだ。今浦和競馬やっているのだけれども、競馬はちょっとあれが。花を何とかと名前をつけてばかばか走るのだよ。それがつまらないのだよ。何だかどこから連れてきた馬だかわからないような。ペけペけ、ペけペけ走っているのだ。それがつまらないのだ。それで、優勝した人にはひな人形くれるとか、そんなことではないのかなと思うのだ。それやっているのだけれども、行かないのだ。何か冠がついていた。そんなことで、より一層の努力をお願いをして、よりよい鴻巣をつくっていただくように。まして第2庁舎ができますので。第2庁舎のことも聞きたいのだ、俺。駐車場が今度どうなるのかな。今全体的にすれば駐車場は減ってしまっているわけだから、その分を職員が遠くのほうへ持っていつている。では、お客さんが来た部分の駐車場はどうなのかなど。第2庁舎のほうに駐車場できます、何台か。

(財政課長) 来庁者用の駐車場ということですがけれども、今東、別棟ですか、別棟の建築工事中で、完成には至っておりませんが、この別棟の前の段階では来庁者117台を置けるようにしておりました。それは、職員もこのときには何台かありまして、その残りの分で来庁者のほうの予定していたのが117台を用意しておりましたがけれども、別棟完成後につきましては、今もそうですけれども、職員は全て陸上競技場の脇のほうに置いておりますので、こっちの本庁舎のほうに置いているのはごく体の調子が悪いとか、その辺の何台かあると思いますけれども、117台から200台に来庁者の駐車場としては確保できると思っております。

以上です。

(岡田) それは、第1、第2を合計した台数でね。全部、全体で約200台。

(財政課長) 200台です。

(岡田) その中で、障がい者の駐車場、これちゃんとしてもらいたいのだ。私が障がい者になって特に気がつく。健常者が置いてしまうよ。玄関前にあのすばらしい屋根のついているのをつくったけれども、何であんな立派なのをつくったかわからないけれども、あんな立派なの要らないから。事故のないようなやつでいいのだから、ちゃんとして台数をふやしてもらいたい。

以上。

（坂本）固定資産税関係のことなのですけれども、今はまだそんなに考えてなくてもいいのかなと思うのですが、将来的にやっぱりそういう税収を考えたときに、鴻巣市の中の個人の財産でもそうだけれども、そういうものを生かして固定資産税をどんどんこういうふうにして上げていけるような、そういう方策を何か考えているのかどうか。例えば工業団地の造成だとか、そういう形で住宅地のもっと造成をすとかというように、単純に言ったら農地を宅地化すとか、そういう形の税収が上がるような、何かそういう政策をやっぱり考えていかなくてはならないと思うのです。その辺はどうですか。全然考えていない。

（総務部副部長）市としては、現在企業誘致、条例等を作成して進めております。そのほかには、都市計画のほうで数年前ですか、暫定逆線を市街化に組み込んで、これも増税に貢献しているものと思われま。それから、北新宿及び広田を中心とした区画整備の進捗によって北新宿の土地の価格も、広田はちょっと下降気味ではあるのですけれども、ある程度土地の価格を維持あるいは上昇に向けて努力しているところで

（坂本）その辺は今まで聞いていたような気もするのだけれども、私なんかが一番思うに、やっぱり工業団地だとか、そういう形で企業誘致する、そういう形の企業誘致が一番いいのではないのかなというように気がしているのですけれども、例えばうちのほうの工業団地は赤城の工業団地ですよ、ああいうところも造成してもいいよというような状況もいろいろあると思うので、その辺を活用する考えはないのですか、今。あとは、例えば道永のバイパスの両端だとか、その辺でも県だとか、そういうところはやってもいいという形で出ていると思うのですけれども。

（経営政策部長）非常に難しい問題ということで、今現在では工業団地の計画というのはございません。ただ、そういった視点から今後、今第5次総合振興計画で、もう来年から第6次総合振興計画というのを取り組むわけなのですけれども、やはりそういった視点でこれからのまちづくり

をどうしていくかということも考えながら議論していく必要があるかなと思います。ただ、残念ながら今すぐ申し上げることはないのですけれども。

(坂本) これからだと思うので、ぜひその辺のことも考えながら振興計画を立てていただければありがたいと思いますので、頑張っているのをつくってください。

(中野) それでは、歳入の部分の市税関係についてちょっと伺っておきたいのですが、まず最初にわからないのが、ちょっと教えていただきたいのが、固定資産税の中で、ページ数で15ページね、現年度分で13万9,000円、金額は低いのですが、13万9,871円の不納欠損額が生じているのです。現年度分ですよ。これはどのような理由なのかちょっとお聞かせいただきたいなと思っているのですが。滞納繰り越しではないですよ。現年度分ですよ。

(何事か声あり)

(総務部副部長兼収税課長) 現年度であっても相続人、例えば亡くなったときに不存在、要するに皆さんが誰も相続できないという場合になると、課税はあっても徴収できないということになると不納欠損、即時という形でもって落とさざるを得ないという状況。

(中野) 今の今井課長の説明で、副部長と言ったほうがいいな、総務部今井副部長の説明の中で、それは例えば家の、例えば資産の、家屋のですね、例えば世帯主が亡くなったと。相続人がどうのこうのと言ったけれども、その場合例えば、これ固定資産税ですから、そうなってくるとやっぱりこれは少なくとももらう、払ってもらうものは払ってもらうので、その場合相続人がどうのこうのと言うけれども、家屋で押さえるとかいうようなことはできないのですか。結局固定資産税、都市計画税が未納だということになれば、これ現年度分ですから、そうすると幾ら相続人がどこにいるかわからないといったって、だったら今少なくともその財産の一部を差し押さえるとかいうことをすることによって、13万9,000円と金額は低いですが、13万9,000何がしの部分やっぱり取り立てるといようなことはできないのですか。

(総務部副部長兼収税課長) 今お話しになったように、ご本人が亡くなってしまって、相続人の方が相続放棄をしてしまいますと、建物について、土地についても、それについてはこちらとしては相続の放棄をしている時点でもう課税なり徴収はできないことになりますので、そうするともう不納欠損で落とさざるを得ないということで落とす場合が。過年度も現年度も出た場合については落とさざるを得ないという、表現おかしいですけれども、そういうことが生じる。

(中野) そうすると、今回の少なくとも固定資産税で、金額がさっき言いました13万9,871円というふうに非常に金額的にはそんな大した金額ではないのですけれども、これについても今総務副部長の回答のあったのに合致する要件だったというふうに理解していいのですね。

(総務部副部長兼収税課長) では、ちょっとそこら辺のことを詳しい確認、25年度についてちょっと時間をいただいて確認をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(中野) では次に、やはりどうしても私滞納繰り越し分が気になっているのですが、これ例えば市民税の個人についても8,700万の予算に対して9,896万6,655円、以下例えば固定資産税についても……ごめんなさい、法人か。136万円に対しても191万8,000円というふうに予算額を、滞納繰り越し分について言えば、軽自動車税を除けばですよ、軽自動車税の滞納分を除けば全てこの予算額はクリアしているというか、要するに予算額を超えているのです。この部分については当然努力ということによってなるのですが、ただ私が気になるのは、毎年そうだったと思うのですが、調定額の20%だったか、場合によったら例えば法人については7.2%、調定額に対してですよ、ということなので、この調定額に対してこの予算そのものがちょっと、だって調定額といたらそれだけ本来あるわけだから、その調定額より予算が少ないというのはどういうことなのか。例えば市民税の個人でいうと、調定額は4億7,500万です。ところが、予算は8,700万。何の意味で調定額を上げているのだと、4億7,500万も。その辺のことについてちょっと見解を聞きたいのですが。

(総務部副部長兼収税課長) こちらの予算組みをする際に、当然その年

度の最終的な収入未済額が予算を立てる中で大体対前年の徴収率というか、あと今年度このくらいいくだろうなという徴収率があって、それに掛けて、そうすれば予算額で幾らぐらいという話の中の調定額というのが最終的に5月末、3月では年度終わって5月末で全部最終的には現年度の部分の収入未済が出た部分を翌年度のこの調定額に今度はプラスになってきますので、この金額をある程度見込んでこの調定額、予算立てるときには立てた中で調整率掛けて予算額を立てて予定をしていく中で、8,700万という例えば25年度の予算額は算出をしていくという形になるかと思えます。ですから、調定額は4億7,000万あって、徴収率が25年度の場合は滞繰分、前年度19.9が20.8%ということで、対前年度よりもこちらで徴収率を掛ける分よりも頑張って職員が立てた分だけでふえましたので、9,800万という形でもって収入済額が最終的に25年度末で出たというその差で、そのような考えでこの予算と調定額と最終的には収入済額の増という形になっておりまして、法人はちょっと額が小さくてほぼ同額ぐらいだったのですけれども、ほぼ同額でもって推移したという形でございます。そんな形でもって、軽自動車はちょっと少なかったですけれども、ほぼ予定どおりのを徴収できたという形でもって、予算と25年度の当初の調定額になる形の金額と収入済額で最終的にはとった金額で、それでもって徴収率が算出されますので、今回25年度についてはそれぞれ徴収率も対前年よりもわずかずつというか、パーセント上がって徴収できております。そういった形でもって予算に対して収入済額がふえたというようなことが言えるのではないかというふうに考えております。

(中野) 副部長の言われること、言わんとしていることは私わかっているのです。要するに例えば25年度決算でこうなると、するとこの25年度決算で例えば市民税の個人でいうと調定額4億7,500万でしょう、しかし実際入ってきたのは9,800で、したがって収入未済額が3億2,800万と、こう出てきているわけです。そうすると、今度は27年度で考えると、27年度ですよ、そうすると今これプラス今度は26年の現年度分の未収入額が入るのです、滞納分に。そうすると、この調定額というのはやっぱりこ

の程度のことをしておくと絶えず今言った4億とか5億の、今個人のやつ言っているのですよ、4億ないし5億の滞納繰り越しが発生しているわけで、幾ら努力して9,800万今回納めてもらいましたといえども、少なくとも本来もらうべきものがまだ3億2,800万あるのだが、それだから調定に上がっているのだから、そうすると今言ったように逆に歳入は低目に、歳出は多目にというのは予算組むときの原則ですが、少なくともこの部分については調定額で4億7,500万が上がっているのだから、やっぱり予算として果たしてこの8,700万というのは今までの過去の割合からいって掛けて、その今言った繰り越し分の過去の実績からこのぐらいだろうと掛けて予算額を組んでいるわけだ。そうすると、余りにもちょっと今言った調定額に対しての予算額の立て方にやっぱりちょっと私はどうなのだろうと。4億七千幾らもあって、そのうち八千幾らしか予算上上げないというのは、だって本来取れる金、本来取らなければいけない、取れるというか、納めてもらわなければいけないお金なのだから。その辺をどう考えるか、ちょっと1点だけ伺っておきます。

(総務部副部長兼収税課長) 中野委員さんのおっしゃることももっともであって、では3億2,000万、例えば通常の固定資産税だったら土地、家屋の評価から税額を計算して、当初予算で例えば57億というものを計上して、それに予算は徴収率を掛けて、ほぼいつも98%、100%ではなくて掛けています。それと同じ考えでもって、本来だったら滞繰分も100%取れれば、取れるというか、徴収するのが義務者当たり前なのですけれども、実際に鴻巣で1年間職員が七、八人で頑張っていて取れる中だと、もう今でいうと金額的に9,800が1億弱、徴収率が20%程度ということでございまして、これにつきましては委員さんおっしゃるようにこの調定額、収入未済とかが出るのだから、調定の額を予算額で上げるということも可能ですけれども、実際に過去の実績努力からして徴収率が前年度とすれば19.9、25年度は20.8%でございまして。そういう中でもって、ではしからばこの調定額4億7,000を減らすのはどうしたらいいかということ、まず現年度中にこの滞繰4億7,000万を9,800万ということで、3億2,000万に減りました。あとは、25年度の現年度分の収入未済額を足すから、そ

の現年度分を、現年度分も普通徴収93%とか94%ですから、普通徴収で100%になれば翌年に来る滞納繰り越し分もゼロになって、滞納繰り越し分が毎年1億ぐらい取ればこれ4年でゼロになるという、理論上はなるのですけれども、やっぱり普通徴収ですとなかなか、自営業者の方とかいらっしゃって徴収ができない部分があります。そういった中で我々も努力しておる中で、特別徴収はもう99.9とか99.8、ほぼ、先ほど午前中矢部議員さんがおっしゃっていましたが、取るという形でもって、そういった中で埼玉県の出税の対策協議会がございまして、埼玉県は27年度から基本的に法人というか、会社には特別徴収、一斉徴収ということをかけまして、なるべく普通徴収、会社でも普通徴収が大変、言葉悪いけれども、面倒くさがってやっていない会社多いので、そういったところもすべからず会社、法人については特別徴収でもって会社で源泉していただいて市のほうへ納めていただくということでもって、この普通徴収の大もとの、25年は15億ありますけれども、それが10億なり9億になれば、もともとの収入未済もそれによって分母というか、玉が小さくなっていきますので、それを繰り返すことによって、滞納繰り越しを徴収するのが毎年1億ぐらいですけれども、頑張っていく中でもって全体的に下がってきて、収入未済額も下がってくるという、ちょっと即効薬ではないのですけれども、順次そういう何年かかけて全体の徴収額を上げて、なおかつ滞納繰り越し分を減らして。滞納繰り越し分の方母が減れば、同じ収入済額であっても徴収率が50、60、70とどんどん上がって行って、上がるということになると滞納繰り越しをしている人とか金額がどんどん絞られてくると、今まで鴻巣の職員1人700件とか800件持っている滞納者に対して、それが400件とか300件とかというふうに減ってくると、いいほうにどんどん回ってくるのではないかなというのが考えられますので、そういった形でもって全体の今言った特に普通徴収で滞納いった分を回し込んで行って普通徴収で、収入済額はどんなにやっても1億とかそのぐらいしか、年間そんなに取れないと多分思いますけれども、努力しているのですけれども、その中で全体的に収入未済額減らしていくと、この委員さんがおっしゃった予算が8,700万等ではなくて

この調定額とだんだん近づいていくような形に最終的にはしたいなというところでご理解いただきたいと思っておりますけれども。

(中野) そうすると、今の副部長の答弁でわかりましたけれども、大分努力されていると思います。ただ、この決算書を見ると4億7,500万の調定額で予算が8,700万ということは、これで調定額の十七、八%かな、ちょっと計算していないからわかりませんが、十七、八%ぐらいの予算だと思えますよね。

最後に聞きたいのは、今のその副部長がやっていることから考えて、これはもう既に限界だと、もうこれは限界だと、8,700万で結局9,800、努力した後も1,200万ぐらい超えているわけだから、もうこれが限界だというふうに思われているのか。限界だと思われているのか、あるいは限界であれば、ではそれをどのようにしたら今後この調定額に近づけていくか。確かに理論的には現年度分の収入未済を消していけば、足すものがなくなるから、何年かかければ減ることはわかっているのだよ。そうではなくて、やっぱりこういう状況、今そういう現年度分でも収入未済があるという前提にこれまでどおりあると、収入率例えば95とか96と言っても、そうすると未済が出るわけだ。そういう中で、なおかついわば調定額を少しでも減らしていくために今のやり方ではだめだとか、今の陣容ではだめだと。要するに限界だといえれば何か変えなければいけないのです。そういうものについて感じていることがあればちょっとお聞かせいただきたいと。担当していて、やっぱり限界だと、これが。

(総務部副部長兼収税課長) 今委員さんおっしゃった中では、いかに今よりも伸ばしていくかということではいろいろと方策は考えられるのですけれども、まずさっき言った1人の人間が700件も800件も大体今持っています、滞納者を。それで、1年間地区割りしております。その中で、各担当で催告書とかというのが、督促状というのはもう決まり切ったもので、納期限から約1カ月後に出すのですけれども、そのほかに個人を見て催告書を3回、4回出す。差し押さえ予告を出すという地道な作業を4回か5回。それで、預金の調査、保険の調査、現金の調査、そういったものを1つずつ潰していく中ですので、1人の人間がやる分量と

というのがやっぱり限られていきますので、ここはなかなか難しい問題ですけれども、職員をふやせば1人当たりの件数が減ってできるというのがまず1つありますけれども、あとはこれもちょっと県内で大分始まって40市中今半分弱なのですけれども、コールセンターというか、電話で催告するという、現年度を特に中心に、という委託なんかもやっているのですけれども、その辺についても鴻巣考えていかななくてはいけないということもございます。ただ、そういった中で、うちのほうも去年からシステム系のホストを入れかえるということで、滞納管理システムを入れかえるので、今はそちらの作業、26年度、来年の5月まで、入れかえるまで、そちらのほうにちょっと仕事がございますので、それが終わった後少し滞納管理システムがきちっと動く、安定稼働させてからだと、そういった今のコールセンターというような形も導入、委託方式で導入するような形も考えられて、職員がふえなくてもいわゆる外注で、外でやるという方法も考えられるということ。あとは、これは収納率にはすぐに反映するというわけではないのですけれども、納税者の利便性を考えるということで、今自動車税、県はペイジーというのを入れて、あれは年1回だけ課税すればよろしい税ですけれども、ペイジーという納める方法なんかも、これ納付書を変えなくてはいけないので、これも27年の5月にシステム、納付書の様式なんかもがらっと変わりますので、そういうのが一旦落ちついてからペイジーだとか、そういうものの様式とかでやる方法も、だから27年過ぎれば28年、29年というのはそういうところで、人はふえないけれども、そういったもので利便性を向上していくというようなことも何年か先には徴収率を上げる一つの方策として、よその市でもやっているところなので、鴻巣市も検討して導入する方向で考えなくてはいけないのかなというのがちょっと私のほうの今後の減らすという面での方策、人がふえないということになればそういう形でもって対応するしかないかなという部分がございます。

以上でございます。

(中野) 今副部長の答弁を聞いていて、総務部長どう感じたか知りませんが、ある意味聞き方によってはやっぱり1人当たり700件も持っている

という意味からすると限界に近いあるいは限界というふうに私には聞こえたのです。ですから、そういう点ではやっぱり、これも岡田委員が前からよく言っていたように、払わないで済むのだったら俺だって払いたくないという意見あるけれども、そういうことを考えれば、そういうことは絶対許してはいけないということからすれば、やっぱり人をふやすことは可能か不可能か、その辺のことを考え、そしてあとはシステム、今答弁のあったそういう徴収システムというものについてのやっぱり見直しは行っていくとかいうようなことをぜひやっていただきたいということを最後申し上げておきたいと思います。これは質問ではありません。答弁あれですか。はい、どうぞ。どうぞ。

（総務部長）まず、先ほどの調定の問題ですけれども、もう長年の中の累積の中で、当該年度の決算が終わりますと滞納繰り越しの結果が出まして、不納欠損しない限り収入未済額出ます。それに現年を足します。ということは、翌年度にはどこの市町村もそれらを全て調定額として入れるという、そういう手続はやっていると思います。そのような中で、この繰越総額が5年前ぐらいは10億を超えていました。現年度滞納繰り越しですね。現年と滞納繰越額合計が10億5,000万ぐらいという時代がありました。この5年間ぐらいで現在は8億8,000万ということで、じわじわではありますけれども、現年のほうも減らし、滞納も減らすということで成果は出ております。それがまず1点目です。

もう一点は、確かに担当者がちょっと多いというお話もあります。そのような中で、本年度育児休業の職員がおりましたけれども、通常は職員を配置しないのですが、別にもう一名配置をしたり、それから若手の職員を少し入れたほうがいいということで、ことし初めて新人の職員を配置したりしております。こんなこともやりながら、今現在は収税課は非常に頑張っておりまして、目に見える形で成果は上がっておりますので、さらにやる気を持ってやっていただけるように支援はしていきたいと考えております。

以上です。

（中野）最後1点だけ聞きたいのですが……

(何事か声あり)

(収税課副参事) 先ほどの現年度の固定資産税の不納欠損の件なのですが、けれども、対象者は3名。それで、市外が1人、市内の方が2人で、お三方とも全部相続放棄、相続人が全部出しておりまして、通常だとこんなにスピーディーに皆さんが相続放棄を出して不納欠損するというのは余りないのですけれども、通常だと何年かこちらから放棄を出してくださいよと言ってもなかなか出してくれなかったりして、かなり結構期間がかかるのですけれども、このお三方についてはスムーズに、変な話ですけれども、放棄の手続が進んで相続人不存在ということで即時消滅ということで上げさせていただきました。

以上です。

(中野)直接事業との関係でいうとこの委員会ではないと思うのですが、ただ委員会として、先ほど47ページの中で、起債です。起債のところで、吹上複合施設整備事業の次に繰越明許で8,870万というのがあります。47ページ。ここで説明の中で通信関係という説明したのですよね。説明あったときに通信関係という話があったのですけれども、直接この委員会にかからないのですが、聞くところによると今度の新しい複合施設はネット機能が入っていないと聞いているのですが、これどうなのか知っています。通信関係があったので、あえて聞くのですが、ネット関係が複合施設の中に入っていないという。今新しくできる施設に。

(財政課長) 先ほど中野委員さんのほうから吹上複合施設整備事業債、繰越明許の関係8,870万と思うのですけれども、この内訳、内容なのですけれども、委託料としまして新図書館のネットワーク及び電話装置設置、設定業務委託料、この部分とあと備品購入が対象になっております。起債の対象は。

(中野)ということでしょう。ということは、これだけの8,870万の繰越明許をして、今その事業の内訳が出ました。しかし、今公民館というか、生涯学習センターの中でインターネットがつかないなんていう施設はちょっとおかしいのではないかと。もうどこでも、例えばパソコン教室やろうが何やろうが、ネットの通信ができない公共施設、これにはやっ

ぱり私は問題があると思うのです。せっかくこんな8,870万の繰越明許をしている中で、そういうものが入っていないというのはどういうことなのか伺っておきたいのですが。

(情報政策課長) 今市のほうのネットワークの環境ということでご質問だと思いますけれども、今の複合施設のほうは図書館のほうが全面的に指定管理者ということで委託されましたので、職員がいないということで、現状では指定管理者のほうのネットワークは直接使っているネットワークを引いていると思いますけれども、市のほうのネットワークはつながっていないということです。今度吹上公民館が入りますので、そのときにはネットワークを引く予定にはなっていると思います。

(中野) 少なくとも、情報政策課長はどう思っているか知らぬけれども、私が言っているのは一般市民がそこを使うときにネットが使えないというのですよ。例えば今言ったように、今どこでもノートパソコン持っていけば、ネット設備があればヤフーだろうがグーグルだろうがMSNだろうが、みんなネット見られるのです。そうすると、例えばメールなんかもパソコン教室でやろうとしたときに、ネットがないと使えないのです、その公民館の会場が。そういう意味で、職員がではない、利用する市民がネットを使えるようにするのが本来これからの施設でしようと言っているわけ。そういう施設ではないとこれからの施設はだめですよ。ネットが使えないと。だって、今簡単にグーグルだろうがヤフーだろうが、MSNメールだとか、そういうのはみんな一般市民がやるのです、教わったりなんかするとき。そのとき、この公民館はネットが使えませんかといったら授業できない。その意味で私はネットができるようにしたらどうかと。例えば吉見の……何だ、あそこ。吉見にある県の施設。

(何事か声あり)

(中野) フレンドシップ。あそこはネット使えますからね。あそこの会議室はネットを使えるから、我々パソコン持っていけばネットを使えるのです、つなげられるから。そうすると、メールなんかは全部教わるのだよ、こうやってやるのだと。そういう意味での新しい施設なのだから、なぜそういうものを設置をしないのだという意味で、たまたま繰越明許

8,870万あったから、この中にそういうもの入っているのかどうかをお聞きしたということです。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時21分)



(開議 午後3時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(情報政策課長) ただいまのネットワークの環境ですけれども、現在の公共施設では鴻巣市の施設としては市民向けはやっておりませんので、申しわけないのですけれども、ただそういう公共機関がほかに市の中であるようでしたら今後調べて、そういった市民向けのインターネットが使えるような施設にするかどうかは検討させていただきます。

(中野) そういう答弁いただいたので、ほっとしていますけれどもね。さっき言ったフレンドシップ、間違いなく使えます。それは、私ども最初パソコン教室習いに行ったときフレンドシップでやりましたから、それでネットしましたけれどもね。そういう意味では、やっぱりこれからはそういうことがあるので。今までの鴻巣の施設にそういうものがないことは承知しています。しかし、川里の新しい施設にはそれないのです。そういう点からすると、これからはそういう時代になるので、やっぱり市民が使いやすいという意味からすれば、そういうものをやっぱりきちっと配線をして、それでネット代を例えば取るとか。確かに使用料で電気代取っているから、取っていないよね、公民館のね。取っていないよね。それと通信料と関係どうあれするかはあるけれども、一度そういうものを検討し、早急にやっぱり対応とれるようにしてほしいと思います。以上です。

(川崎) 決算報告の中でお聞きしたいのですけれども、8ページの中ほどに財産収入につきまして4,728万、42.1%の増加とあります。これの主なものについて教えていただきたいというふうに思います。

(何事か声あり)

(委員長) 8ページの。

(川崎) 決算報告です。

(委員長) 決算報告ですよ、25年度の。監査のほうの。

(何事か声あり)

(財政課長) よろしいでしょうか。これ先ほど私のほうで財産収入の売払収入で、財政課分で赤道の売払収入、売り払い、それと道路課のほう、市の代替地ですか、三谷橋大間線の関係で代替地の関係、宮前のほうですか、そちらのほうの土地を、要望があったものですから、それを売ったという、そういう状況でございます。

(川崎) それでは、監査委員の事務局長にお伺いしたいのですけれども、平成25年度の鴻巣市各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書の中でお聞きしたいと思います。

結びのところになります。50ページなのですけれども、資料の50ページで、先ほどの中野委員の質問とかぶるかとは思いますが、収入未済額のことについて書いてあります。50ページの上から2行目ですね。前年度に比べ市税で3,951万円減少し云々というふうに書いてありまして、引き続き収入未済額の発生の抑制に努めるよう要望するというふうにありますけれども、具体的にどのような要望を、要望というか、話し合いというか、そのようなことがありましたらば聞かせていただきたいというふうに思います。

(監査委員事務局長) こちらの結びの部分でございますが、収入未済額につきまして、ここに書いてございますようにやはり市の財源の確保ということで、主な収入の財源でございますので、こちらのほうの収入未済が減少はしておりますが、引き続きこちらのほう努力していただきたいというふうなことでの監査委員さんからのご意見でございます。具体的にというふうなお話は特にございませんでしたけれども。

(委員長) いいですか。

(川崎) では、いいです。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。いいですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

それでは、25年度の決算については、歳入のほうについては一応これで終了させていただくと。明日は歳出の説明から入りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと。よろしいですね。

(異議なし)

(委員長) では、きょうはここで終了させていただきます。
ご苦労さまでした。

(散会 午後3時30分)